

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月29日

【事業年度】 第151期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

【会社名】 日本碍子株式会社

【英訳名】 NGK INSULATORS, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大島 卓

【本店の所在の場所】 名古屋市瑞穂区須田町2番56号

【電話番号】 052(872)7171番

【事務連絡者氏名】 財務部長 神藤 英明

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸の内ビルディング25階
日本碍子株式会社 東京本部

【電話番号】 03(6213)8855番

【事務連絡者氏名】 東京総務グループ マネージャー 三枝 秀樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第147期	第148期	第149期	第150期	第151期
決算年月		平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高	(百万円)	252,789	308,671	378,665	435,797	401,266
経常利益	(百万円)	22,029	45,819	61,068	81,498	64,557
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	11,422	27,045	41,504	53,316	36,379
包括利益	(百万円)	42,339	57,807	64,879	24,907	33,978
純資産額	(百万円)	303,073	344,453	404,001	417,972	427,593
総資産額	(百万円)	563,030	614,219	702,234	711,897	759,434
1株当たり純資産額	(円)	896.26	1,021.32	1,200.68	1,245.47	1,295.66
1株当たり 当期純利益金額	(円)	34.98	82.82	127.11	163.28	112.71
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額	(円)	34.92	82.67	126.87	162.97	112.51
自己資本比率	(%)	52.0	54.3	55.8	57.1	54.9
自己資本利益率	(%)	4.2	8.6	11.4	13.3	8.8
株価収益率	(倍)	28.96	25.96	20.18	12.73	22.36
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,681	32,647	73,002	59,445	80,172
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△582	△21,185	△39,495	△47,772	△56,452
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	12,448	2,026	△26,000	△373	△13,013
現金及び 現金同等物の期末残高	(百万円)	102,845	119,781	128,616	136,065	144,692
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(人)	13,159 (2,920)	13,210 (2,581)	16,217 (3,190)	16,657 (3,543)	17,517 (3,451)

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第147期	第148期	第149期	第150期	第151期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
売上高 (百万円)	151,547	169,724	208,489	242,030	214,319
経常利益 (百万円)	8,151	26,383	36,168	56,247	47,285
当期純利益 (百万円)	2,479	22,260	17,349	35,763	26,329
資本金 (百万円)	69,849	69,849	69,849	69,849	69,849
発行済株式総数 (株)	337,560,196	327,560,196	327,560,196	327,560,196	327,560,196
純資産額 (百万円)	189,689	214,848	236,482	255,993	260,873
総資産額 (百万円)	438,409	462,655	489,753	498,118	518,983
1株当たり純資産額 (円)	578.62	655.57	721.52	781.18	808.27
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	20.00 (10.00)	22.00 (10.00)	28.00 (13.00)	38.00 (18.00)	40.00 (20.00)
1株当たり 当期純利益金額 (円)	7.59	68.17	53.13	109.52	81.57
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益金額 (円)	7.58	68.05	53.03	109.32	81.43
自己資本比率 (%)	43.1	46.3	48.1	51.2	50.1
自己資本利益率 (%)	1.3	11.0	7.7	14.6	10.2
株価収益率 (倍)	133.4	31.5	48.3	19.0	30.9
配当性向 (%)	263.4	32.3	52.7	34.7	49.0
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (人)	3,426 (637)	3,531 (482)	3,569 (475)	3,700 (474)	3,937 (516)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社では、従来、連結子会社への原材料の支給取引に係る収入については、製造原価及び販売運賃を相殺した純額を営業外収益の「有償支給差益」に含めて表示しておりましたが、第149期よりそれぞれ売上高、売上原価及び販売費及び一般管理費として表示する方法に変更したため、第148期については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。なお、第148期及び第149期の期首の純資産への影響はありません。

2 【沿革】

大正 8 年	日本陶器株式会社（現 株式会社ノリタケカンパニーリミテド）からがいし部門を分離独立、現在地に日本碍子株式会社を設立。主として特別高圧がいし、がい管類の製造販売開始。
11 年	化学工業用機器類の製造販売開始。
昭和17年	知多工場建設。
24年	東京・名古屋・大阪の各証券取引所に株式上場。（平成23年 6 月大阪証券取引所上場廃止。）
33年	金属製品の製造販売開始。
37年	小牧工場建設。
38年	環境装置類の販売開始。
40年	米国に販売会社NGK INSULATORS OF AMERICA, LTD.（現NGK-LOCKE, INC.、連結子会社）を設立。 株高松電気製作所（現 エナジーサポート株）に資本参加、関連会社（現連結子会社）とする。
46年	電子工業用セラミックス製品の製造販売開始。
48年	米国GENERAL ELECTRIC社と合併でがいしの製造会社LOCKE INSULATORS, INC.（連結子会社）を米国に設立。
51年	自動車用セラミックス製品の製造販売開始。
52年	ベルギーにがいしの製造会社NGK-BAUDOUR S. A. と販売会社NGK EUROPE S. A. を設立。 （平成 6 年両社が合併しNGK EUROPE S. A.（連結子会社）となる）
60年	ベルギーに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS EUROPE S. A.（連結子会社）を設立。 （平成 19 年に同社は、NGK EUROPE S. A. と合併し、消滅。存続会社の NGK EUROPE S. A. は、NGK CERAMICS EUROPE S. A. に社名変更。）
61年	社名表記を「日本ガイシ株式会社」に変更。 米国に金属製品の製造会社NGK METALS CORPORATION（連結子会社）及び持株会社NGK NORTH AMERICA, INC.（連結子会社）を設立。
63年	米国に自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS USA, INC.（連結子会社）を設立。
平成 3 年	双信電機株式会社に資本参加、関連会社（現連結子会社）とする。
8 年	インドネシアに自動車用セラミックス製品の製造会社P. T. NGK CERAMICS INDONESIA（連結子会社）を設立。 中国にがいしの製造会社NGK唐山電瓷有限公司（連結子会社）を設立。
12年	南アフリカに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS SOUTH AFRICA(PTY)LTD.（連結子会社）を設立。
13年	中国に自動車用セラミックス製品の製造会社NGK（蘇州）環保陶瓷有限公司（連結子会社）を設立。
14年	米国の半導体製造装置用モジュールの製造会社FM INDUSTRIES, INC.（連結子会社）に資本参加、子会社とする。 電力貯蔵用N A S®電池（ナトリウム/硫黄電池）を事業化。
15年	ポーランドに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.（連結子会社）を設立。
19年	当社の環境装置事業の一部を吸収分割により株NGK水環境システムズに承継、分社化。
20年	メキシコに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS MEXICO, S. DE R. L. DE C. V.（連結子会社）を設立。 株NGK水環境システムズが富士電機ホールディングス株の子会社である富士電機水環境システムズ株と合併。新社名はメタウォーター株（持分法適用関連会社）。
23年	石川工場操業開始。
24年	エナジーサポート株（連結子会社）を完全子会社化。
27年	新日鐵住金株より日鉄住金エレクトロデバイス株（現 NGKエレクトロデバイス株、連結子会社）の全株式を取得し、完全子会社化。 タイに自動車用セラミックス製品の製造会社NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.（連結子会社）を設立。
29年	ポーランドの自動車用セラミックス製品製造会社NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.（連結子会社）の第 2 工場操業開始。

3 【事業の内容】

当社グループの企業集団は、当社、子会社74社(うち連結子会社58社、持分法適用会社1社)及び関連会社5社(うち持分法適用会社1社)で構成され、その主な事業内容と、各構成会社の当該事業に係る位置づけは次のとおりです。

なお、次の3事業区分は「第5 経理の状況 1 [連結財務諸表等] (1) [連結財務諸表] [注記事項] (セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

〔電力関連事業〕

当事業は、電力用がいし・機器及びN A S®電池の製造・販売を行っております。

がいしの製造は、国内では当社と明知ガイシ(株)、海外については米国ではLOCKE INSULATORS, INC.、NGK-LOCKE POLYMER INSULATORS, INC.、中国ではNGK唐山電瓷有限公司が行っております。販売は国内では当社、米国ではNGK-LOCKE, INC.、カナダではNGK INSULATORS OF CANADA, LTD.、中国では恩基客(中国)投資有限公司、NGK唐山電瓷有限公司、豪州ではNGK STANGER PTY. LTD. が行っています。なお中国のNGK(蘇州)電瓷有限公司につきましては、現在清算に向けた手続きを進めております。

配電用機器の製造は、国内ではエナジーサポート(株)グループ、豪州ではNGK STANGER PTY. LTD. が行い、販売は国内では当社及びエナジーサポート(株)グループ、豪州ではNGK STANGER PTY. LTD. が行っております。

N A S®電池の製造・販売は、主として当社が行っております。

NGK NORTH AMERICA, INC. は、米国における持株会社です。

〔セラミックス事業〕

当事業は、自動車用セラミックス製品、一般産業用セラミックス製品・機器装置の製造・販売を行っております。

自動車用セラミックス製品の製造は、国内では当社、エヌジーケイ・セラミックデバイス(株)、米国ではNGK CERAMICS USA, INC.、欧州ではNGK CERAMICS EUROPE S. A.、NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O. O.、インドネシアではP. T. NGK CERAMICS INDONESIA、南アフリカではNGK CERAMICS SOUTH AFRICA (PTY) LTD.、中国ではNGK(蘇州)環保陶瓷有限公司、メキシコではNGK CERAMICS MEXICO, S. de R. L. de C. V. が行っております。更には、今後の東南アジアやインドを中心とするアジア新興国における自動車生産台数の増加や排ガス規制の強化による排ガス浄化用セラミックスの需要増に対応するため、タイに平成27年5月に設立したNGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD. が、平成30年4月から生産を開始する予定です。

また自動車用セラミックス製品の販売は、国内では当社、米国ではNGK AUTOMOTIVE CERAMICS USA, INC.、カナダではNGK INSULATORS OF CANADA, LTD.、欧州ではNGK EUROPE GmbH、南アフリカではNGK CERAMICS SOUTH AFRICA (PTY) LTD.、中国ではNGK(蘇州)環保陶瓷有限公司が行っております。

化学工業用耐食機器及び液・ガス用膜分離装置の製造は、当社及び池袋瑠瑠工業(株)、エヌジーケイ・フィルテック(株)が行い、販売は当社及びエヌジーケイ・ケミテック(株)が行っております。燃焼装置及び耐火物の製造は、国内ではエヌジーケイ・キルンテック(株)、エヌジーケイ・アドレック(株)、中国ではNGK(蘇州)熱工技術有限公司、タイではSIAM NGK TECHNOCERA CO., LTD. が行い、販売は、国内では当社及びエヌジーケイ・キルンテック(株)、中国ではNGK(蘇州)熱工技術有限公司、タイではSIAM NGK TECHNOCERA CO., LTD. が行っております。低レベル放射性廃棄物用処理装置の製造及び販売は、当社が行っております。

〔エレクトロニクス事業〕

当事業は、半導体製造装置用セラミックス製品、電子工業用製品、ベリリウム銅製品、金型製品の製造・販売を行っております。

半導体製造装置用セラミックス製品の製造は、国内では当社、米国ではFM INDUSTRIES, INC. が行い、販売は国内では当社、米国ではNGK ELECTRONICS USA, INC. が行っております。

電子工業用製品の製造はエヌジーケイ・セラミックデバイス(株)、双信電機(株)グループ、NGKエレクトロデバイス(株)グループ、販売は当社、双信電機(株)グループ、NGKエレクトロデバイス(株)グループ、NGK EUROPE GmbHが行っております。

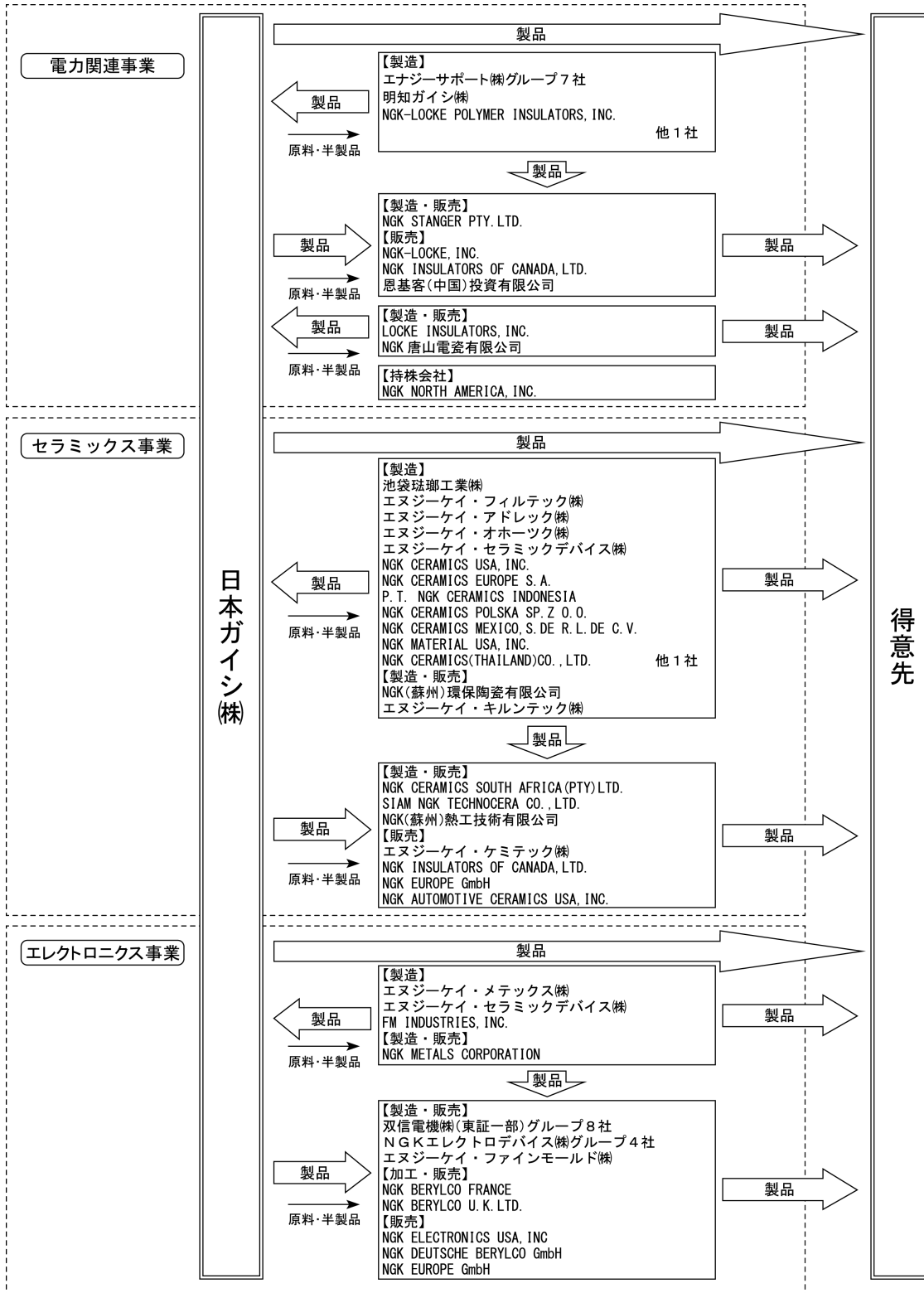
ベリリウム銅製品の製造は、国内では当社及びエヌジーケイ・メテックス(株)が行い、販売は当社が行っております。海外については、米国ではNGK METALS CORPORATIONが製造・販売を行っております。欧州ではNGK BERYLCO FRANCE、NGK BERYLCO U. K. LTD. の2社が加工・販売を行い、NGK DEUTSCHE BERYLCO GmbHが販売を行っております。金型製品については、エヌジーケイ・ファインモールド(株)にて製造・販売を行っております。

(その他の事業)

保険代理業及びゴルフ場経営のエヌジーケイ・ライフ(株)等6社があります。

主要な事業の系統図は次の通りであります。

(連結子会社合計58社)



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容 〔役員の兼任等〕
(連結子会社) 明知ガイシ㈱ (注) 2	岐阜県恵那市	百万円 135	電力関連事業	100.0 (9.2)	当社より原材料を供給しております。また、同社製品を当社が販売しております。同社より資金借入を行っております。 〔有り 3名〕
エナジーサポート㈱	愛知県犬山市	百万円 5,197	電力関連事業	100.0	同社製品を当社が販売しております。同社より資金借入を行っております。 〔有り 6名〕
NGK NORTH AMERICA, INC. (注) 5	米国 デラウェア州	万米ドル 16,017	持株会社	100.0	〔有り 5名〕
NGK-LOCKE, INC. (注) 2	米国 メリーランド州	万米ドル 450	電力関連事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売しております。 〔有り 3名〕
NGK INSULATORS OF CANADA, LTD. (注) 2	カナダ オンタリオ州	万カナダドル 3	電力関連事業 セラミックス事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売しております。 〔有り 2名〕
LOCKE INSULATORS, INC. (注) 2	米国 メリーランド州	万米ドル 1,000	電力関連事業	100.0 (100.0)	当社より原材料を供給しております。同社製品を当社が販売しております。また、当社製品を販売しております。 〔有り 3名〕
NGK-LOCKE POLYMER INSULATORS INC. (注) 2	米国 バージニア州	万米ドル 1,500	電力関連事業	100.0 (100.0)	同社製品を当社が販売しております。当社より技術供与を行っております。 〔有り 4名〕
NGK唐山電瓷有限公司	中華人民共和国 河北省唐山市	万元 42,786	電力関連事業	100.0	当社より原材料を供給しております。また、同社製品を当社が販売しております。当社より技術供与を行っております。 〔有り 6名〕
NGK STANGER PTY. LTD. (注) 2	オーストラリア ヴィクトリア州	万オーストラリアドル 750	電力関連事業	100.0 (15.0)	当社製品を販売しております。 〔有り 2名〕
NGK(蘇州)電瓷有限公司 (注) 5	中華人民共和国 江蘇省蘇州市	万元 75,778	電力関連事業	100.0	〔有り 6名〕

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容 〔役員の兼任等〕
恩基客(中国)投資有 限公司	中華人民共和国 上海市	万元 30,402	電力関連事業	100.0	当社製品を販売して おります。 〔有り 7名〕
池袋珪瑯工業(株)	埼玉県所沢市	百万円 200	セラミックス事業	78.9	同社製品を当社が販 売しております。 当社より資金貸付を 行っております。 〔有り 6名〕
エヌジーケイ・ケミ テック(株) (注) 2	名古屋市瑞穂区	百万円 30	セラミックス事業	100.0 (45.0)	当社製品を販売して おります。 同社より資金借入を 行っております。 〔有り 3名〕
エヌジーケイ・フィ ルテック(株)	神奈川県 茅ヶ崎市	百万円 50	セラミックス事業	100.0	同社製品を当社が販 売しております。 同社より資金借入を 行っております。 〔有り 4名〕
エヌジーケイ・アド レック(株)	岐阜県可児郡 御嵩町	百万円 306	セラミックス事業	100.0	同社製品を当社が販 売しております。 当社より資金貸付を 行っております。 〔有り 4名〕
エヌジーケイ・キル ンテック(株)	名古屋市瑞穂区	百万円 85	セラミックス事業	100.0	同社製品を当社が販 売しております。 同社より資金借入を 行っております。 〔有り 4名〕
エヌジーケイ・オホ ーツク(株)	北海道網走市	百万円 60	セラミックス事業	100.0	同社製品を当社が購 入しております。 当社より土地・建物 及び設備を賃貸して おります。 当社より資金貸付を 行っております。 〔有り 3名〕
NGK EUROPE GMBH (注) 2、7	ドイツ クローンベルク 市	万ユーロ 5	セラミックス事業 エレクトロニクス 事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売して おります。 〔有り 2名〕
NGK AUTOMOTIVE CERAMICS USA, INC. (注) 2、7	米国 ミシガン州	万米ドル 300	セラミックス事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売して おります。 〔有り 2名〕
NGK CERAMICS USA, INC. (注) 2	米国 ノースキャロラ イナ州	万米ドル 1,500	セラミックス事業	100.0 (100.0)	当社より原材料を供 給しております。 当社より技術供与を 行っております。 〔有り 2名〕
NGK MATERIAL USA, INC. (注) 2	米国 ノースキャロラ イナ州	万米ドル 1,500	セラミックス事業	100.0 (100.0)	当社より原材料を供 給しております。ま た同社より原材料を 購入しております。 〔有り 1名〕

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容 〔役員の兼任等〕
NGK CERAMICS EUROPE S. A. (注) 5	ベルギー エノー州	万ユーロ 15,835	セラミックス事業	100.0	当社より原材料を供給しております。 当社より技術供与を行っております。 当社より資金借入を行っております。 〔有り 2名〕
P. T. NGK CERAMICS INDONESIA	インドネシア ブカシ県	万米ドル 3,500	セラミックス事業	97.8	当社より原材料を供給しております。また、当社製品を当社が販売しております。 当社より技術供与を行っております。 当社より資金貸付を行っております。 〔有り 3名〕
NGK CERAMICS SOUTH AFRICA (PTY) LTD. (注) 2	南アフリカ共和国 ケープタウン市	万南アフリカ ランド 5,700	セラミックス事業	100.0 (100.0)	当社より半製品を販売しております。 当社より技術供与を行っております。 〔有り 3名〕
NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司 (注) 2、5	中華人民共和国 江蘇省蘇州市	万元 90,164	セラミックス事業	100.0 (37.9)	当社より原材料を販売・供給しております。また、当社製品を当社が販売しております。 当社より技術供与を行っております。 〔有り 5名〕
NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O. (注) 2、5	ポーランド グリヴィツェ市	万ポーランド ズロチ 24,000	セラミックス事業	95.0 (95.0)	当社より原材料を販売・供給しております。また当社製品を当社が販売しております。 当社より技術供与を行っております。 〔有り 3名〕
NGK CERAMICS MEXICO, S. DE R. L. DE C. V. (注) 5	メキシコ ヌエボ・レオン州	万米ドル 11,679	セラミックス事業	95.0	当社より原材料を販売・供給しております。 当社より技術供与を行っております。 当社より資金貸付を行っております。 〔有り 2名〕
NGK CERAMICS (THAILAND) CO., LTD.	タイ サムットプラカーン県	万タイバーツ 135,000	セラミックス事業	95.0	〔有り 3名〕
SIAM NGK TECHNOCERA CO., LTD.	タイ サラブリー県	万タイバーツ 7,400	セラミックス事業	100.0	当社より原材料を供給しております。 当社より技術供与を行っております。 当社より資金貸付を行っております。 〔有り 4名〕
NGK(蘇州)熱工技術有限公司	中華人民共和国 江蘇省蘇州市	万元 10,098	セラミックス事業	100.0	当社より原材料を供給しております。 〔有り 5名〕

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容 〔役員の兼任等〕
エヌジーケイ・メテ ックス㈱	埼玉県加須市	百万円 120	エレクトロニクス 事業	100.0	当社製品の加工を同 社に委託しておりま す。 同社より資金借入を 行っております。 〔有り 3名〕
エヌジーケイ・ファ インモールド㈱	愛知県半田市	百万円 187	エレクトロニクス 事業	100.0	当社より建物及び設 備を賃貸しておりま す。 同社より資金借入を 行っております。 〔有り 3名〕
NGK METALS CORPORATION (注) 2	米国 テネシー州	万米ドル 2,200	エレクトロニクス 事業	100.0 (100.0)	当社より半製品を販 売しております。ま た同社より原材料を 購入しております。 〔有り 4名〕
NGK BERYLCO FRANCE (注) 2	フランス クエロン市	万ユーロ 177	エレクトロニクス 事業	100.0 (100.0)	当社より製品・半製 品を販売しておりま す。 〔有り 3名〕
NGK BERYLCO U. K. LTD. (注) 2	イギリス マンチェスター 市	万英ポンド 50	エレクトロニクス 事業	100.0 (100.0)	当社より製品・半製 品を販売しておりま す。 〔有り 2名〕
NGK DEUTSCHE BERYLCO GMBH (注) 2	ドイツ クローンベルク 市	万ユーロ 221	エレクトロニクス 事業	100.0 (100.0)	当社より製品を販売 しております。 〔有り 2名〕
エヌジーケイ・セラ ミックデバイス㈱ (注) 5	愛知県小牧市	百万円 90	セラミックス事業 エレクトロニクス 事業	100.0	当社より原材料を供 給しております。ま た、同社製品を当社 が販売しております。 当社より資金貸付を 行っております。 同社より資金借入を 行っております。 当社より建物及び設 備を賃貸しておりま す。 〔有り 6名〕
FM INDUSTRIES, INC. (注) 2	米国 カリフォルニア 州	万米ドル 2,200	エレクトロニクス 事業	100.0 (100.0)	当社より製品を販売 しております。また、 同社製品を当社が購 入しております。 〔有り 4名〕
NGK ELECTRONICS USA, INC. (注) 2	米国 カリフォルニア 州	万米ドル 200	エレクトロニクス 事業	100.0 (100.0)	当社製品を販売して おります。 〔有り 4名〕

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容〔役員の兼任等〕
双信電機(株) (注) 3、4	長野県佐久市	百万円 3,806	エレクトロニクス事業	40.6	当社より製品を販売しております。また、同社製品を当社が購入しております。同社より資金借入を行っております。
NGKエレクトロデバイス(株)	山口県美祢市	百万円 3,450	エレクトロニクス事業	100.0	当社より資金貸付を行っております。 〔有り 4名〕
NGK ELECTRONICS DEVICES (M) SDN. BHD. (注) 2	マレーシア ペナン州	万マレーシア リンギット 5,400	エレクトロニクス事業	100.0 (100.0)	—
その他 16社					
(持分法適用非連結子会社) エヌジーケー・ライフ(株)	岐阜県多治見市	百万円 50	その他の事業	100.0	同社より資金借入を行っております。 〔有り 5名〕
(持分法適用関連会社) メタウォーター(株) (注) 3	東京都千代田区	百万円 11,946	その他の事業	28.9	当社より製品を供給しております。 〔有り 1名〕

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称等を記載しております。
2. 議決権の所有割合の()内は間接所有割合を内数で示しております。
3. 有価証券報告書を提出しております。
4. 持分は100分の50以下ではありますが支配力基準により子会社に該当しております。
5. 特定子会社に該当しております。
6. 前連結会計年度まで連結子会社でありました平成セラミックス(株)は、当連結会計年度において清算手続きが完了したため、清算終了日までの損益計算書のみ連結しております。
7. NGK EUROPE GMBH及びNGK AUTOMOTIVE CERAMICS USA, INC.については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。主要な損益情報等は以下の通りであります。

		NGK EUROPE GMBH	NGK AUTOMOTIVE CERAMICS USA, INC.
売上高	(百万円)	94,472	55,533
経常利益	(百万円)	3,392	2,342
当期純利益	(百万円)	2,414	1,532
純資産額	(百万円)	4,429	2,132
総資産額	(百万円)	34,336	15,988

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成29年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
電力関連事業	2,237	(451)
セラミックス事業	9,115	(2,399)
エレクトロニクス事業	5,157	(523)
全社（共通）	1,008	(78)
合計	17,517	(3,451)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成29年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3,937 (516)	39.0	14.6	7,861,726

セグメントの名称	従業員数(人)	
電力関連事業	686	(130)
セラミックス事業	1,483	(206)
エレクトロニクス事業	760	(102)
全社（共通）	1,008	(78)
合計	3,937	(516)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社においては、日本碍子労働組合（組合員総数3,295名）が組織されており、セラミックス産業労働組合連合会に属しております。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における日本経済は、一部に弱さがみられたものの雇用や所得環境の改善から緩やかな回復基調が続きました。海外では、新興国の成長が鈍化した一方、米国や欧州など先進国経済は堅調に推移しました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、セラミックス事業では、中国・欧州市場の乗用車販売並びに中国市場のトラック販売が増加したこと等により自動車関連製品の物量が増加しました。エレクトロニクス事業では、半導体の高積層化・微細化を背景に半導体製造装置用セラミックス製品の物量が増加した一方、中国の携帯基地局向けにセラミックパッケージの需要が減少しました。電力関連事業においては、がいしの海外向け出荷が減少したほか、電力貯蔵用NAS®電池（ナトリウム／硫黄電池）は大口出荷が無く低調でした。これらの結果、電力関連事業の出荷減や為替円高の影響により当連結会計年度における売上高合計は、前期比7.9%減の4,012億66百万円となりました。

利益面では、売上高の減少に加え、研究開発費等の費用増により、営業利益は前期比21.9%減の632億12百万円、経常利益は同20.8%減の645億57百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、特別利益として投資有価証券売却益52億48百万円を計上した一方、特別損失として競争法関連損失引当金繰入額63億13百万円や固定資産減損損失41億61百万円を計上し、過年度法人税等に移転価格税制に基づく更正処分の見込み額112億13百万円を計上した結果、前期比31.8%減の363億79百万円となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

[電力関連事業]

当事業の売上高は、528億25百万円と前期に比して36.8%減少いたしました。

がいしは国内電力会社向けの出荷が堅調に推移した一方、北米の取替需要が低迷したことなどから減収となりました。NAS®電池は大口案件の出荷が無く低調でした。

利益面では、売上高の減少等により、前期25億77百万円の営業利益から66億22百万円の営業損失となりました。

[セラミックス事業]

当事業の売上高は、2,452億21百万円と前期に比して2.4%減少いたしました。

自動車関連製品は、欧州市場の乗用車販売が好調であったことに加えて、中国市場で小型乗用車の減税策による販売増や過積載車両の取り締まり厳格化に伴うトラック販売増などから、触媒用セラミックス担体（ハニセラム、大型ハニセラム）やNO_xセンサーの物量が増加しました。売上高は、物量が増加した一方で為替円高の影響により前期比減収となりました。産業機器関連製品は、国内や中国の客先で車載用リチウムイオン電池関連の設備投資が増加し、加熱装置を中心に増収となりました。

営業利益は、自動車関連製品や産業機器関連製品の物量が増加したものの、円高の影響に加えて開発費や増産設備の立ち上げ費用が増加したことなどから前期比8.5%減の646億35百万円となりました。

[エレクトロニクス事業]

当事業の売上高は、1,035億7百万円と前期に比して2.0%増加いたしました。

半導体製造装置用セラミックス製品は、半導体の高積層化・微細化を背景に半導体メーカーやファウンドリの設備投資が高水準で継続し、半導体製造装置向けの出荷が堅調で前期比増収となりました。金属は、中国市場の産業機器向けを中心にベリリウム銅製品の出荷が増加したものの、為替円高の影響により売上高は微増にとどまりました。電子部品は、主に中国市場でセラミックパッケージの需要が減少し、減収となりました。また、連結子会社の双信電機株式会社におきましては、産業機器分野の製品需要が低調で減収となりました。

営業利益は、円高の影響に加えて電子部品や双信電機の減収が影響し、前期比31.6%減の52億50百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物は、営業活動による801億72百万円の収入、投資活動による564億52百万円の支出、及び財務活動による130億13百万円の支出などにより前期末に比し86億27百万円増加し、当期末残高は1,446億92百万円となりました。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、法人税等の支払いやたな卸資産の増加による支出の一方、税金等調整前当期純利益575億21百万円に減価償却費を加え、合計では801億72百万円の収入となりました。前期との比較では、207億26百万円の収入増となりました。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還による収入の一方、有形固定資産や有価証券の取得などから合計で564億52百万円の支出となりました。前期との比較では、86億79百万円の支出増となりました。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入れによる収入の一方、長期借入金の返済や自己株式の取得、配当金の支払いなどにより合計で130億13百万円の支出となりました。前期との比較では、126億39百万円の支出増となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	前年同期比(%)
電力関連事業(百万円)	54,376	75.2
セラミックス事業(百万円)	249,780	101.0
エレクトロニクス事業(百万円)	100,837	97.8
合計(百万円)	404,993	95.8

- (注) 1. 購入品仕入実績については区分して記載することが困難なため、生産実績に含めて記載しております。
2. 上記は、販売価格をもって表示しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
4. セグメント間取引については、相殺消去しております。

(2) 受注状況

当連結会計年度における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (百万円)	前年同期比(%)	受注残高 (百万円)	前年同期比(%)
電力関連事業	54,790	74.1	19,202	110.4
セラミックス事業	247,500	97.5	28,390	109.3
エレクトロニクス事業	111,863	107.0	30,470	138.4
合計	414,154	95.8	78,062	119.4

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)	前年同期比(%)
電力関連事業(百万円)	52,799	63.2
セラミックス事業(百万円)	244,959	97.6
エレクトロニクス事業(百万円)	103,507	102.0
合計(百万円)	401,266	92.1

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. セグメント間取引については、相殺消去しております。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、社会、顧客、株主、従業員に価値を提供し続けることを企業理念とし、独自のセラミックス技術を核に、エネルギー、エコロジー、エレクトロニクスのトリプルEを主たる事業領域としております。

企業理念を実現するための基本方針は以下の通りです。

まず、資源投入の選択と集中により他を凌駕する技術を確立し、各々の分野においてトップクラスの地位を占める新規事業、新商品を創出することです。（「戦略的成長」）

次に、連結主体の事業運営を基本に、グループ会社の機動性と独自性も活かした効率的経営を行い、企業価値の向上を目指します。（「高効率体質」）

更に、株主・投資家に適時かつ積極的に情報を開示します。また、広報活動を通じて広く社会に情報を発信するとともに、社会的責任を自覚し、留学生の支援などを含む社会貢献活動を実施します。（「良き企業市民」）

(2) 目標とする経営指標

当社グループは、ROEを主要な経営指標として採り上げ、株主重視の経営を推進しております。中長期の観点でROE10%以上の水準を意識し、経営資源を既存コア事業の拡大や新規事業の立上げに効率的に投入して収益力の向上に努めると共に、資本効率のさらなる向上に取り組んでまいります。

(3) 資本政策

当社グループは、株主・投資家とのコミュニケーションを踏まえ、持続的な企業価値の向上に資する観点から資本政策を展開しています。

資本コストを上回る収益性確保と財務健全性を両立させると共に、中長期の観点から積極的な株主還元に努めます。ROE、配当性及び株主資本配当率等を重要な指標として、利益率、資本回転率、財務レバレッジを事業戦略と整合した健全な水準に維持することを目指します。

(4) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社グループが事業領域とするエネルギー・エコロジー・エレクトロニクスの分野では、社会の要請や技術革新などを背景に事業機会が拡大すると予想されます。こうした状況のもと、当社グループは、自動車関連製品や半導体製造装置用セラミックス製品の増産投資及びその他新製品の量産設備投資を中心に今後3年間で3,000億円規模の設備投資を実施する予定です。2017年度は、将来の成長に向けての基盤整備と新規事業の確実な立上げを重点課題とし、以下の施策に取り組んでまいります。

① 既存事業の競争力強化－新・ものづくり構造革新

当社グループは、技術先進性をベースにした製品価値の向上と革新製造プロセスによる生産性向上に取り組んでおります。新・ものづくり構造革新では、既存設備の利用効率向上にも注力し、新規投資は優先順位をつけて確実な成果につなげます。

自動車関連製品については、各国の排ガス規制強化や自動車販売台数の増加に伴う世界的な需要拡大に対応し、最新鋭の生産ラインを着実に海外展開して高効率なグローバル生産体制を構築することで、事業の持続的な成長を目指します。新規に本格生産を開始するポーランド第2工場（SiC製ディーゼル・パティキュレート・フィルター）や石川工場（NOxセンサー）を安定稼働させると共に、タイ工場（ハニセラム）の立上げを着実に進めてまいります。半導体製造装置用セラミックス製品については、半導体の高集積化や微細化を背景に需要が拡大すると同時に技術面での要求が厳しさを増しており、増産投資を着実に進めると共に高機能品の開発や革新製法の確立に努め、競争力を高めてまいります。

一方、がいしについては、低操業下でも黒字を確保できる事業構造への再構築を進めます。NAS®電池については、国内では系統設置案件の受注獲得を目指すほか、海外では実証試験を梃子に蓄電事業への参入を図るなど需要創出に努めてまいります。

② 新製品・新規事業の創出－2017 Challenge 30 から Keep up 30 へ

当社グループは、売上高に占める新製品の比率を2017年度に30%まで引き上げる「2017 Challenge 30」を全社目標に掲げて新製品・新事業の創出に取り組んでおり、目標を達成できる見込みです。次年度以降についても、新製品売上高比率30%以上を維持し続ける「Keep up 30」を目標に掲げてまいります。

新製品の取り組み例としては、LED・レーザー等オプト分野向けに開発中の、紫外LED用マイクロレンズや窒化ガリウム（GaN）ウエハの事業化促進を目的に「オプト部材プロジェクト」を2017年4月に発足致しました。昨年度に発足させた「セラミックス電池プロジェクト」と共に製造技術本部・研究開発本部・事業部・本社部門が連携して製品開発や量産設備開発、顧客開拓に取り組み、新規事業の立上げを円滑に進めます。

更には、継続的に新製品を創出するため、顧客提案力を強化し、ニーズを的確に捉えた探索活動も推進してまいります。

③ グローバル経営の強化

当社は、海外20カ国に46のグループ会社を展開し、うち23社において製造を行っております。

海外でのビジネスがますます拡大する中、全てのグループ構成員が公正な価値観や国際的な水準の判断基準に従って行動するよう環境整備を進め、これにより経営の透明性と自律性を高めてまいります。

環境経営の観点からは、事業活動を行う全拠点、全プロセスで率先して環境負荷の低減に取り組み、地球環境の保全に貢献します。「第4期環境行動5カ年計画」の下、「新・ものづくり構造革新」と環境負荷低減を連携して、グローバル規模でCO₂と排出物の削減に取り組むほか、自動車排ガス浄化関連製品を中心に環境貢献製品の売上を伸ばしてまいります。また、社会的要請の高まりに応えるため、生物多様性保全や、水資源に関するリスク管理と水利用の効率化への取り組みも強化致します。

コンプライアンス体制としては、過去に生じた競争法違反の再発防止策として、国際的な水準に沿った競争法遵守プログラムを実施する体制の下、経営トップからの継続的なメッセージの発信、各国の法制に従い各国言語で編集した「競争法ハンドブック」の活用などにより、国内外グループ会社の役員・従業員を含めて法令遵守の徹底を図っております。また、不正及び競争法・海外腐敗行為防止法などの法令違反を防止する仕組みとして、当社グループの役員・従業員から社外弁護士経由で経営倫理委員会に直接報告できる内部通報制度「ホットライン」を設置し更なる強化を図っております。

グローバル展開を支える本社機能については、「本社力アップ」活動を通じて専門性を高めながら各拠点との連携を強め、事業環境変化への対応力を一層強化しております。

④ 人材育成と働き方改革

人材育成の面では、当社は会社の成長をけん引する若手や中堅層の人材を育成・創出するために、一般従業員の人事制度を改定し、誰もがより高い職域や職責に自らの意思で積極的にチャレンジできる仕組みとしました。同時に、65歳定年制を導入し、長年培った経験や高いスキル、さまざまな専門性を持ったベテラン層の一層の活躍を図り、従業員が60歳以降も安心して変わらない働きができる環境を整備しております。介護負担や重大な疾病を抱える従業員のための勤務制度も拡充しております。更には、女性社員が成長とやりがいを感じて活躍できる風土づくりに向けた取り組みを開始しております。

事業の拡大に伴い従業員が増加する中、業務の基本である「安全」、「品質」、「環境」、「CSR」を徹底すると共に、一人ひとりが最大限に力を発揮して、各事業の今後の飛躍に向けて将来の果実を育ててまいります。

当社グループは、こうした取り組みを通じて経営基盤のさらなる強化に努め、持続的な成長と企業価値の向上を実現し、資本効率重視、株主重視の経営を継続してまいります。

4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、株価及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日（平成29年6月29日現在）において当社グループが判断したものであります。

（事業拠点について）

当社グループは、主要な生産拠点を、国内においては愛知県及び石川県に、海外においては米州、欧州、アジア等に有しております。自動車用排ガス浄化用触媒担体等の主力製品においては、需要地生産や最適生産分担の観点からグローバルな生産体制を展開しており、生産拠点としてのリスクの分散化は図られております。しかし、国内海外にかかわらず、地震や火災等の事故などで主要生産拠点の生産設備に重要な被害が発生した場合には、相当期間、生産活動が停止し、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。また、特に海外展開においては、①当該国の法律、規制、税法等、②為替変動を含む経済変化、③人材の確保と教育の難しさ、④インフラの未整備、⑤テロ、戦争などの社会的混乱、等のリスクが潜在しています。これらの予期せぬ事象が発生した場合には、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（為替、金利、素材価格の変動について）

当社グループの事業には、全世界における製品の生産と販売が含まれております。当社グループは米ドル、ユーロ及び円を含む主要通貨間の為替レートの短期的な変動に対しては、先物為替予約等によりリスクヘッジしておりますが、円高は売上高・利益の減少要因となり当社グループの業績に悪影響をもたらします。

当社グループは事業拡大や生産性改善のための必要な設備投資を今後とも実施してまいります。設備投資や社債償還などの資金ニーズに対して金利上昇局面で将来資金調達を行う場合はコストの増加が予想され、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

素材価格の上昇は当社グループ事業の製造コストの増加となりますが、これを軽減すべく客先への売価への反映、コストダウン、生産性の向上、経費圧縮などに取り組んでおります。当社グループは仕入価格の上昇を吸収すべく努力してまいります。過度の素材価格の上昇は、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(新製品について)

当社グループは、新製品の創出による成長力の確保を目指しており、今後の成長の柱となるべき新製品に対しては集中的に資本投下を行っております。需要拡大が予測される製品については、設備投資を段階的に行っております。これらの設備の立ち上げがスケジュール通り進まない場合等で、当社グループの中期的な成長力に悪影響を及ぼす可能性があります。

(景気変動について)

当社グループが製造・販売する製品の需要は多分に国内外における景気変動の影響を受けます。日本及び海外における景気変動は、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(製品の品質について)

当社グループは、全社品質方針に基づき、品質に関する活動に取り組むことにより、高い品質水準の確保に努めております。しかし、当社グループが製造・販売するすべての製品において、予想し得ない品質問題が発生する可能性は皆無ではなく、その場合には、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

(競争状況に関する国際的な調査について)

当社グループは、競争状況に関する国際的な調査の対象となっており全面的に協力しておりますが、競争当局の調査の結果等によって、当社グループの業績と財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

特に記載すべき事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、研究開発を重要な経営課題のひとつとし、ファインセラミックスを中心とした材料技術とシステム技術とをベースに、高付加価値、高機能な新製品の提供を目指し、研究開発に積極的に資源投入しております。推進体制としては、基礎から応用まで手掛ける親会社の研究開発部門での研究開発と、事業本部及び子会社での商品化に近い研究開発の二本立てで進めております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は 186億53百万円であり、この中にはグループ外部からの受託研究にかかわる費用11億9百万円が含まれております。各事業別の主要な研究開発テーマ、成果及び研究開発費は次のとおりであります。

〔電力関連事業〕

電力関連事業部門では、がいし製品及び電力貯蔵用NAS[®]電池(ナトリウム/硫黄電池)のコストダウン製法及び性能向上の研究に取り組んでおります。また、配電機器事業においては、連結子会社のエネルギーサポート(株)にて、配電用機器の新製品開発や、各製品の低コスト化に関する研究開発に取り組んでおります。

なお、当事業に係る研究開発費は11億28百万円であります。

〔セラミックス事業〕

セラミックス事業部門では、自動車排気ガス用NO_xセンサーやガソリン・パティキュレート・フィルター(GPF)の商品開発、ディーゼル・パティキュレート・フィルター(DPF)の生産技術改善及び性能向上、ディーゼルを含む自動車用排ガス浄化用触媒担体の生産技術改善及び、各種フィルム等の高機能材料向け乾燥システムの開発や、原子力発電所向け廃棄物処理システムの改良等の研究開発に取り組んでおります。

なお、当事業に係る研究開発費は67億41百万円であります。

〔エレクトロニクス事業〕

エレクトロニクス事業部門では、圧電セラミックス技術をコアとした各種応用デバイス、SAWフィルタ用複合ウエハー、情報通信用各種セラミックパッケージ、半導体製造装置の高機能化に対応するセラミック部品及びモジュール、自動車・産業用機器・デジタル家電用コネクタ、リレー等の電子部品向けのベリリウム銅製品等の研究に取り組んでおります。

連結子会社の双信電機(株)では、パワーエレクトロニクス分野と情報通信分野を中心に大容量コンデンサや積層誘電体フィルタの研究開発を進めております。

なお、当事業に係る研究開発費は31億43百万円であります。

〔本社部門〕

本社部門には、全社的な研究開発を担当する研究開発本部があります。研究開発本部は、中・長期にわたるセラミックス基礎技術の創出、育成と新商品の種をつくることを主たる任務としており、ウエハープロジェクト、NCMプロジェクト、機能材料プロジェクト、SOFCプロジェクト、ZNBプロジェクト、基盤技術研究所及び次世代技術戦略室より成り立っています。

また、当連結会計年度における研究開発テーマとして、窒化ガリウム（GaN）ウエハー、チップ型セラミックス二次電池等があります。

なお、本社部門に係る研究開発費は76億39百万円であります。

（注）上記金額には、消費税等は含まれておりません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比し6.7%増加し7,594億34百万円となりました。

流動資産は、受取手形及び売掛金が減少したものの、現金及び預金、たな卸資産等が増加したことなどから、前期比6.3%増の4,382億63百万円となりました。固定資産は、投資有価証券が減少した一方で、有形固定資産が増加したことなどにより、前期比7.2%増の3,211億70百万円となりました。

流動負債は、1年内返済予定の長期借入金が増加したものの、未払法人税等や未払金が増加したことなどから、前期比14.2%増の1,284億39百万円となりました。固定負債は、長期借入金が増加したことなどにより、前期比12.1%増の2,034億1百万円となりました。

純資産は、親会社株主に帰属する当期純利益により利益剰余金が増加しましたが、自己株式の取得や為替換算調整勘定の減少で一部相殺された結果、前期比2.3%増の4,275億93百万円となりました。

これらの結果、当連結会計年度末における自己資本比率は54.9%（前連結会計年度末57.1%）となり、1株当たり純資産は1,295.66円と、前期を50.19円上回りました。

(2) 経営成績の分析

セラミックス事業では、中国・欧州市場の乗用車販売並びに中国市場のトラック販売が増加したこと等により自動車関連製品の物量が増加しました。エレクトロニクス事業では、半導体の高積層化・微細化を背景に半導体製造装置用セラミックス製品の物量が増加した一方、中国の携帯基地局向けにセラミックパッケージの需要が減少しました。電力関連事業においては、がいの海外向け出荷が減少したほか、電力貯蔵用NAS[®]電池（ナトリウム／硫黄電池）は大口出荷が無く低調でした。これらの結果、電力関連事業の出荷減や為替円高の影響により当連結会計年度における売上高合計は、前期比7.9%減の4,012億66百万円となりました。

利益面では、売上高の減少に加え、研究開発費等の費用増により、営業利益は前期比21.9%減の632億12百万円、経常利益は同20.8%減の645億57百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益については、特別利益として投資有価証券売却益52億48百万円を計上した一方、特別損失として競争法関連損失引当金繰入額63億13百万円や固定資産減損損失41億61百万円を計上し、過年度法人税等に移転価格税制に基づく更正処分の見込み額112億13百万円を計上した結果、前期比31.8%減の363億79百万円となりました。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

①キャッシュ・フローの状況

「第2 事業の状況 1. 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

②資金需要について

当社グループは、国内外での事業活動について長期的な視野から資金需要を認識しております。資金調達については、調達コストとリスク分散を勘案し、調達手段の多様化を図ることで、低コストかつ安定的に資金を確保するよう努めております。また、グループ各社における余剰資金の一元管理を図り、資金効率の向上と金融費用の削減を目的として、国内外でCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度は、グループ全体で601億1百万円の設備投資を実施しております。

電力関連事業では、がいし及びNAS®電池の合理化投資を中心に42億93百万円の設備投資を実施しております。セラミックス事業では、自動車用セラミックス製品の生産設備を中心に447億41百万円の設備投資を実施しております。

エレクトロニクス事業では、半導体製造装置関連の生産設備などを中心に93億89百万円の設備投資を実施しております。

本社部門では、設備更新を中心に16億76百万円の設備投資を実施しております。

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成29年3月31日現在

事業所名(所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数(人)
			建物及び構築物	機械装置及び運搬具	工具、器具及び備品	土地(面積千㎡)	合計	
本社及び名古屋工場(名古屋市瑞穂区他)	本社、電力関連事業、セラミックス事業	本社、研究開発拠点、電力貯蔵用NAS®電池生産設備、自動車用セラミックス製品生産設備	8,809 (注)1<82>	7,407	2,171	1,038 (155) (注)1<289> (注)1《8》	19,426	2,358
知多工場(愛知県半田市)	電力関連事業、エレクトロニクス事業	がいし生産設備、金属製品生産設備、半導体製造用セラミックス製品生産設備	3,298 (注)1<47>	4,819 (注)1<1>	341	2,346 (346) (注)1<191> (注)1《26》	10,805	700
小牧工場(愛知県小牧市他)	電力関連事業、セラミックス事業、エレクトロニクス事業	がいし生産設備、電力貯蔵用NAS®電池生産設備、自動車用セラミックス製品生産設備、電子部品用セラミックス製品生産設備	6,880	9,942	341	3,768 (367)	20,932	576
石川工場(石川県能美市)	セラミックス事業	自動車用排ガス浄化用触媒担体生産設備、ディーゼル・パーティキュレート・フィルタ(DPF)生産設備	2,536	3,743	336	2,895 (127)	9,511	136

(注) 1. 内書は賃貸中のもので、〈〉内の数字は賃貸中資産の帳簿価額を、《》内の数字は賃貸土地の面積(千㎡)を示しております。主な貸与先は次のとおりであります。

土地 マテック(株) 他2社

建物及び構築物 マテック(株) 他2社

機械装置及び運搬具 マテック(株)

2. 従業員数は就業人員であり臨時雇用者数を除いております。

(2) 国内子会社

平成29年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、 器具及び 備品	土地 (面積 千㎡)	合計	
エナジーサポート(株)	本社工場 (愛知県犬山市)	電力関連 事業	電気機器生産設備	1,130	228	135	253 (112)	1,747	276
エヌジーケイ・セラ ミックデバイス(株)	石川工場 (石川県能美市)	セラミック 事業	NO _x センサー 生産設備	4,481	3,898	184	49 (33)	8,613	90
双信電機(株)	浅間工場 (長野県佐久市)	エレクト ロニクス 事業	電子工業用製品 生産設備	294	230	19	350 (24)	894	162
NGKエレクトロデ バイス(株)	本社工場 (山口県美祢市)他	エレクト ロニクス 事業	電子工業用製品 生産設備	1,634	3,015	414	— (105)	5,064	482

- (注) 1. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。
2. 従業員数は就業人員であり臨時雇用者数を除いております。

(3) 在外子会社

平成29年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、 器具及び 備品	土地 (面積 千㎡)	合計	
NGK CERAMICS USA, INC.	本社工場 (米国 ノースキャロラ イナ州)	セラミック 事業	自動車用排ガス浄 化用触媒担体生産 設備	3,274	7,494	173	137 (230)	11,080	762
P. T. NGK CERAMICS INDONESIA	本社工場 (インドネシア ブカシ県)	セラミック 事業	自動車用排ガス浄 化用触媒担体生産 設備	1,665	5,808	401	— (—)	7,875	668
NGK(蘇州)環保陶瓷 有限公司	本社工場 (中華人民共和國 江蘇省蘇州市)	セラミック 事業	自動車用排ガス浄 化用触媒担体生産 設備、 ディーゼル・パテ ィキュレート・フ ィルター(DPF) 生産設備	1,467	6,965	799	— (—)	9,233	1,288
NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O. O.	本社工場 (ポーランド グリヴィッツエ 市) 他	セラミック 事業	自動車用排ガス浄 化用触媒担体生産 設備、 ディーゼル・パテ ィキュレート・フ ィルター(DPF) 生産設備、 NO _x センサー 生産設備	10,131	19,764	795	764 (387)	31,455	2,169
NGK CERAMICS MEXICO, S. DE R. L. DE C. V.	本社工場 (メキシコ ヌエボ・レオン 州)	セラミック 事業	自動車用排ガス浄 化用触媒担体生産 設備、 ディーゼル・パテ ィキュレート・フ ィルター(DPF) 生産設備	7,795	13,475	87	1,064 (234)	22,423	1,139

- (注) 1. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。
2. 従業員数は就業人員であり臨時雇用者数を除いております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末後1年間の設備の新設、拡充等にかかる投資予定金額は860億円であり、セグメントごとの内訳は以下のとおりであります。

なお、経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却の計画はありません。

セグメントの名称	投資予定金額 (百万円)	主な内容・目的
電力関連事業	3,000	生産設備の更新等
セラミックス事業	48,000	生産設備の新設、増設、更新等
エレクトロニクス事業	20,000	生産設備の新設、増設、更新等
本社部門	15,000	工場用地の取得、新規事業用設備の取得等
合 計	86,000	—

- (注) 1. 設備投資計画の今後の所要資金については、自己資金及び金融機関からの借入金を充当する予定であります。
2. セラミックス事業においては、ディーゼル・パティキュレート・フィルター(DPF)やガソリン・パティキュレート・フィルター(GPF)、自動車用排ガス浄化用触媒担体などの自動車関連製品で生産設備新設、増設を計画しております。そのほか、各セグメントで既存設備の更新投資などを予定しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	735,030,000
計	735,030,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	327,560,196	327,560,196	東京証券取引所 名古屋証券取引所 各市場第一部	単元株式数 100株
計	327,560,196	327,560,196	—	—

- (注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
2. 平成28年4月28日開催の取締役会決議により、平成28年7月1日付けで1単元の株式数は1,000株から100株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権等の状況は、次のとおりであります。なお、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、発行した新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数から、行使されたものの数を減じております。

旧商法に基づき発行した新株予約権(ストック・オプション)は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

平成17年7月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	66 (注)1	62 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,000 (注)2	62,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月5日 至 平成47年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成47年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成46年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成46年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、取締役会決議および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
また、当社が他社と吸収合併または新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収合併を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うものとする。
3. 当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行うときは、新株予約権にかかる義務を、当該株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において次の方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。
(承継される新株予約権の内容の決定の方針)
- ①目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の同種の株式
 - ②目的たる完全親会社の株式の数
株式交換または株式移転の比率に応じて調整するものとし、調整後1株未満の端数は切り捨てる。
 - ③権利行使に際して払い込むべき額
承継前における価額と同額
 - ④権利行使期間
承継前における権利行使期間に同じ
 - ⑤その他の権利行使の条件、消却事由及び消却条件
原則として承継前における権利行使の条件と同じとし、詳細については株式交換または株式移転の際に当社の取締役会において定めるものとする。
 - ⑥新株予約権の譲渡制限
完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

会社法に基づき発行した新株予約権(ストック・オプション)は、次のとおりであります。

第2-1回新株予約権

平成18年7月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	54 (注)1	53 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,000 (注)2	53,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月12日 至 平成48年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成48年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成47年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成47年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、取締役会決議および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（現第17条）第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第2-2回新株予約権

平成18年7月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	8 (注)1	8 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000 (注)2	8,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月12日 至 平成48年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成48年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成47年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成47年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、取締役会決議および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（現第17条）第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第3回新株予約権

平成19年7月27日及び同年8月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	24 (注)1	24 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000 (注)2	24,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月31日 至 平成49年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成49年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成48年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成48年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、取締役会決議および「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（現第17条）第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第4回新株予約権

平成20年7月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	31 (注)1	29 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	31,000 (注)2	29,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月14日 至 平成50年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成50年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成49年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成49年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条（現第17条）第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第5回新株予約権

平成21年7月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	34 (注)1	32 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,000 (注)2	32,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月18日 至 平成51年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成51年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成50年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成50年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第6回新株予約権

平成22年7月29日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	39 (注)1	37 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	39,000 (注)2	37,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月17日 至 平成52年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成52年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成51年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成51年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第7回新株予約権

平成23年7月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	43 (注)1	43 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	43,000 (注)2	43,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月16日 至 平成53年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成53年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>前記にかかわらず、平成52年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成52年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める遺族が、新株予約権を承継するものとする。</p> <p>上記以外の権利行使の条件については、「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

- (注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。
2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率
なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。
また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。
なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
- ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
- ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ⑨その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第8回新株予約権

平成24年7月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	48 (注)1	48 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,000 (注)2	48,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年8月16日 至 平成54年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。

2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. ①新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成54年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

②前記①にかかわらず、平成53年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成53年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。

③新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

④新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合

当社の退職金規定に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者という。’)ものとする。

イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。

(i) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合

死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4.①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間

(ii) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合

新株予約権の行使期間ならびに上記4.①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間

ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第9回新株予約権

平成25年7月31日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	46 (注)1	46 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,000 (注)2	46,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月17日 至 平成55年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。

2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. ①新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成55年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

②前記①にかかわらず、平成54年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成54年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。

③新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

④新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合

当社の退職金規定に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者という。’)ものとする。

イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。

(i) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合

死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4.①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間

(ii) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合

新株予約権の行使期間ならびに上記4.①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間

ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第10回新株予約権

平成26年7月31日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	52 (注) 1	52 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	52,000 (注) 2	52,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年8月20日 至 平成56年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注) 3	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。

2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. ①新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成56年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

②前記①にかかわらず、平成55年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成55年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。

③新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

④新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合

当社の退職金規定に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者という。’)ものとする。

イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。

(i) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合

死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4.①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間

(ii) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合

新株予約権の行使期間ならびに上記4.①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間

ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第11回新株予約権

平成27年7月30日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	52 (注)1	52 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	52,000 (注)2	52,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成27年8月19日 至 平成57年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。

2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. ①新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成57年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

②前記①にかかわらず、平成56年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成56年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。

③新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

④新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合

当社の退職金規定に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者という。’)ものとする。

イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。

(i) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合

死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4.①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間

(ii) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合

新株予約権の行使期間ならびに上記4.①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間

ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

第12回新株予約権

平成28年7月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成29年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年5月31日)
新株予約権の数(個)	60 (注)1	60 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株であります。	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000 (注)2	60,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1	同左
新株予約権の行使期間	自 平成28年8月17日 至 平成58年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 (注)3	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による取得、質入その他の処分については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 各新株予約権の目的である株式の数は、1,000株とする。

2. 新株予約権発行後、当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われるものとする。

また、当社が合併、会社分割、株式交換、または株式移転を行う場合、当社普通株式の無償割当てを行う場合、その他上記の各新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める調整を行うことができる。

なお、上記調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4. ①新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員(以下、「取締役等」という。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して1年が経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から、同じく6年を経過する日または平成58年6月30日のいずれか早い日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

②前記①にかかわらず、平成57年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成57年7月1日以降新株予約権を行使できるものとする。

③新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。

④新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合の新株予約権の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア. 新株予約権者が新株予約権を喪失または放棄することなく死亡した場合

当社の退職金規定に定める遺族が新株予約権を承継する(以下、「権利承継者という。’)ものとする。

イ. 権利承継者が新株予約権を行使することが出来る期間は、次のとおりとする。

(i) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失する前に死亡した場合

死亡日を地位喪失日とし、新株予約権の行使期間ならびに上記4.①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間

(ii) 新株予約権者が取締役等の地位を喪失した後に死亡した場合

新株予約権の行使期間ならびに上記4.①および②に基づき、新株予約権者が生存していれば権利行使できたであろう期間

ウ. 遺族が存在しない場合、または権利行使期間中に遺族の全員が死亡した場合、新株予約権は自動的に消滅する。

5. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画の承認議案につき、当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記〈新株予約権の目的となる株式の数〉に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後出資金額に当該各新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後出資金額は、交付される各新株予約権を行使することにより発行または移転される再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記〈新株予約権の行使期間〉に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（注）3 に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 新株予約権の取得事由
再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合、または再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が再編対象会社の株主総会で承認された場合であって、再編対象会社の取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、再編対象会社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
上記〈新株予約権の行使の条件〉に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年8月19日 (注) 1	—	337,560	—	69,849	△15,000	70,135
平成25年9月10日 (注) 2	△10,000	327,560	—	69,849	—	70,135

(注) 1. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えたものであります。

2. 自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	98	44	278	528	6	17,493	18,447	—
所有株式数 (単元)	—	1,784,382	83,756	184,277	856,912	154	363,942	3,273,423	217,896
所有株式数の 割合 (%)	—	54.51	2.56	5.63	26.18	0.00	11.12	100.00	—

(注) 1. 自己株式5,915,570株のうち59,155単元(5,915,500株)は「個人その他」の欄に、70株は「単元未満株式の状況」の欄にそれぞれ含めて表示しております。

2. 「その他の法人」の欄に、証券保管振替機構名義の株式20単元(2,000株)を含めて表示しております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	38,101	11.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	27,780	8.48
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1-13-1	21,457	6.55
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	18,695	5.70
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	10,292	3.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	4,857	1.48
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2-2-2	4,650	1.41
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	4,387	1.33
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	4,313	1.31
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2-7-9	4,309	1.31
計	—	138,845	42.38

(注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)、野村信託銀行株式会社(投信口)の所有株式数は、各行の信託業務に係る株式数であります。

2. 当社は、自己株式5,915千株を保有しておりますが、当該株式には議決権がないため、上記大株主から除いております。
3. 平成28年6月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、株式会社三菱東京UFJ銀行並びにその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社及び、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が平成28年6月16日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。
- なお、その大量保有報告書に係る変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	10,292	3.14
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	19,195	5.86
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町1-12-1	3,437	1.05
三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社	東京都千代田区丸の内2-5-2	390	0.12
計	—	33,314	10.17

4. 平成28年7月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社並びにその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及び日興アセットマネジメント株式会社が平成28年6月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。
- なお、その大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-1	7,603	2.32
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝3-33-1	615	0.19
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9-7-1	8,222	2.51
計	—	16,440	5.02

5. 平成28年9月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー及びその共同保有者である野村アセットマネジメント株式会社が平成28年9月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しております。

なお、その大量保有報告書に係る変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	イギリス ロンドン市 EC4R 3AB、エンジェル レーン 1	435	0.13
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1-12-1	19,629	5.99
計	—	20,065	6.13

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,915,500	—	単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 321,426,800	3,214,268	同上
単元未満株式	普通株式 217,896	—	—
発行済株式総数	327,560,196	—	—
総株主の議決権	—	3,214,268	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式2,000株が含まれております。
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数20個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
日本碍子株式会社	名古屋市瑞穂区須田町 2番56号	5,915,500	—	5,915,500	1.81
計	—	5,915,500	—	5,915,500	1.81

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法に基づき新株予約権を発行する方法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりであります。

第1回新株予約権

(平成17年7月27日取締役会決議)

旧商法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成17年7月27日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成17年7月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 12 監査役 2 (社外監査役を除く) 当社執行役員 10 (取締役兼務執行役員を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	180,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第2-1回新株予約権

(平成18年7月27日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成18年7月27日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成18年7月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 12 監査役 2 (社外監査役を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	113,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第2-2回新株予約権

(平成18年7月27日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成18年7月27日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成18年7月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社執行役員 10 (取締役執行役員を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	41,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第3回新株予約権

(平成19年7月27日及び同年8月10日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成19年7月27日及び同年8月10日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成19年7月27日及び同年8月10日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 12 (社外取締役を除く) 当社執行役員 10 (取締役兼務執行役員を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	62,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第4回新株予約権

(平成20年7月28日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成20年7月28日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成20年7月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 (社外取締役を除く) 当社執行役員 9 (取締役兼務執行役員を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第5回新株予約権

(平成21年7月30日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成21年7月30日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成21年7月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 12 (社外取締役を除く) 当社執行役員 10 (取締役兼務執行役員を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	62,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第6回新株予約権

(平成22年7月29日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成22年7月29日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成22年7月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 12 (社外取締役を除く) 当社執行役員 11 (取締役兼務執行役員を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	64,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第7回新株予約権

(平成23年7月28日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成23年7月28日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成23年7月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 11 (社外取締役を除く) 当社執行役員 11 (取締役兼務執行役員を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	62,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第8回新株予約権

(平成24年7月30日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成24年7月30日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成24年7月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 (社外取締役を除く) 当社執行役員 14 (取締役兼務執行役員を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	66,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第9回新株予約権

(平成25年7月31日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成25年7月31日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成25年7月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 (社外取締役を除く) 当社執行役員 16 (取締役兼務執行役員を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第10回新株予約権

(平成26年7月31日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成26年7月31日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成26年7月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 (社外取締役を除く) 当社執行役員 13 (取締役兼務執行役員を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第11回新株予約権

(平成27年7月30日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成27年7月30日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成27年7月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 (社外取締役を除く) 当社執行役員 10 (取締役兼務執行役員を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	52,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

第12回新株予約権

(平成28年7月28日取締役会決議)

会社法に基づき、下表の付与対象者に対し新株予約権を付与することを、平成28年7月28日の取締役会において決議したものであります。

決議年月日	平成28年7月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 10 (社外取締役を除く) 当社執行役員 13 (取締役兼務執行役員を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条3号及び会社法第155条7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(平成28年4月28日)での決議状況 (取得期間平成28年5月2日～平成28年6月28日)	10,000,000	20,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	5,000,000	11,175
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価格の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	3,237	7,114,220
当期間における取得自己株式	87	203,381

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(注)1	69,056	191,696	11,000	11,000
保有自己株式数(注)2	5,915,570	—	5,904,657	—

(注) 1. 当事業年度の内訳は、ストック・オプションの権利行使(株式数69,000株、処分価額の総額69,000円)及び単元未満株式の買増請求による処分(株式数56株、処分価額の総額122,696円)であります。また、当期間は、ストック・オプションの権利行使(株式数11,000株、処分価額の総額11,000円)であります。なお、当期間には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのストック・オプションの権利行使、単元未満株式の買取り及び買増しは含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成29年6月1日からこの有価証券報告書提出日までのストック・オプションの権利行使、単元未満株式の買取り及び買増しは含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元が経営の最重要政策の一つと考えています。

基本方針として株主重視・ROE重視の経営を目指し、業績、財務体質、今後の事業展開などを総合的に勘案して連結配当性向30%程度を中期的な目処に利益の配分を行うこととしています。

当期の配当金につきましては、1株当たり期末配当金を20円とし、すでに実施済みの中間配当金20円と合わせて、通期では1株当たり40円となりました。

次期の配当金につきましては、増収増益の見通しであることから、中間・期末配当金を各1円増配し、中間21円、期末21円、年間42円とさせていただくことを予定しております。

また、内部留保資金につきましては、既存コア事業の拡大や新規事業への設備投資など企業価値向上のために活用してまいります。

なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当額 (円)
平成28年10月28日 取締役会決議	6,432	20.00
平成29年6月29日 定時株主総会決議	6,432	20.00

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第147期	第148期	第149期	第150期	第151期
決算年月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成29年3月
最高(円)	1,181	2,230	2,827	3,345	2,578
最低(円)	752	946	1,864	1,904	1,800

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年10月	11月	12月	平成29年1月	2月	3月
最高(円)	2,188	2,290	2,445	2,415	2,542	2,578
最低(円)	1,863	1,800	2,234	2,189	2,297	2,397

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

5 【役員状況】

男性16名 女性1名 (役員のうち女性の比率5.9%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 会長		浜本 英嗣	昭和24年7月20日生	昭和48年3月 当社入社 平成11年4月 電力事業本部ガイシ事業部長 11年6月 当社取締役 13年6月 当社常務取締役 17年6月 当社取締役専務執行役員 19年6月 当社代表取締役専務執行役員 23年4月 当社代表取締役副社長 26年6月 当社代表取締役会長 29年6月 当社取締役会長(現任)	(注)4	15
代表取締役 社長		大島 卓	昭和31年7月14日生	昭和55年3月 当社入社 平成16年4月 電力事業本部N A S 事業部長 19年6月 当社執行役員 23年6月 当社常務執行役員 26年6月 当社代表取締役社長(現任)	(注)4	6
代表取締役 副社長	社長補佐、研究開発本部長、開発委員長	武内 幸久	昭和30年12月7日生	昭和53年3月 当社入社 平成11年11月 当社フェロー 16年4月 エレクトロニクス事業本部電子部品事業部長 16年6月 当社取締役 17年6月 当社執行役員 20年6月 当社常務執行役員 23年6月 当社取締役常務執行役員 26年6月 当社取締役専務執行役員 27年6月 当社代表取締役副社長(現任)	(注)4	10
取締役 専務執行役員	財務部・資材部所管、東京本部長	坂部 進	昭和33年8月15日生	昭和56年3月 当社入社 平成17年7月 管理本部財務部長 19年6月 当社執行役員 22年6月 当社取締役執行役員 23年6月 当社取締役常務執行役員 27年6月 当社取締役専務執行役員(現任)	(注)4	9
取締役 専務執行役員	セラミックス事業本部長、名古屋事業所長	蟹江 浩嗣	昭和32年7月9日生	昭和56年3月 当社入社 平成17年7月 秘書室長 22年6月 当社執行役員 24年6月 当社常務執行役員 26年6月 当社取締役常務執行役員 27年6月 当社取締役専務執行役員(現任)	(注)4	5
取締役 専務執行役員	経営企画室・新事業企画室・秘書室・コーポレートコミュニケーション部・人事部所管、グループ会社統括	岩崎 良平	昭和35年1月30日生	昭和57年3月 当社入社 平成19年4月 経営戦略本部経営企画室長 20年6月 当社執行役員 21年6月 当社取締役執行役員 24年6月 当社取締役常務執行役員 28年6月 当社取締役専務執行役員(現任)	(注)4	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 専務執行役員	電力事業本部長、小牧事業所長	齋藤 英明	昭和32年8月6日生	昭和57年3月 当社入社 平成20年4月 電力事業本部ガイシ事業部長 20年6月 当社執行役員 21年6月 当社取締役執行役員 24年6月 当社執行役員 26年6月 当社取締役常務執行役員 28年6月 当社取締役専務執行役員（現任）	(注) 4	5
取締役 常務執行役員	エレクトロニクス事業本部長、同本部電子部品事業部長	石川 修平	昭和34年12月10日生	昭和59年3月 当社入社 平成22年4月 エレクトロニクス事業本部金属事業部長 22年6月 当社執行役員 26年6月 当社常務執行役員 27年6月 当社取締役常務執行役員（現任）	(注) 4	6
取締役 常務執行役員	業務監査部・グループコンプライアンス部・法務部・知的財産部・総務部所管、C S R 委員長、内部統制委員長、大阪支社長	佐治 信光	昭和33年7月3日生	昭和59年3月 当社入社 平成24年10月 法務部長 25年6月 当社執行役員 26年6月 当社取締役執行役員 27年6月 当社取締役常務執行役員（現任）	(注) 4	4
取締役 常務執行役員	製造技術本部長、環境経営統括部・品質統括部・安全衛生統括部所管、設備委員長、環境委員長、品質委員長、安全衛生委員長	丹羽 智明	昭和35年2月16日生	昭和59年3月 当社入社 平成18年4月 セラミックス事業本部産業プロセス事業部技術部長 25年6月 当社執行役員 27年6月 当社取締役執行役員 28年6月 当社取締役常務執行役員（現任）	(注) 4	6
取締役 (注) 1		蒲野 宏之	昭和20年7月21日生	昭和46年4月 外務省入省 54年4月 最高裁判所司法研修所 56年4月 弁護士登録 63年10月 蒲野総合法律事務所代表弁護士（現任） 平成19年6月 株式会社小松製作所社外監査役 19年7月 住友生命保険相互会社社外取締役 21年4月 東京弁護士会副会長 23年6月 当社取締役（現任） 27年6月 ハウス食品グループ本社株式会社社外監査役（現任）	(注) 4	—

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (注) 1		中村 利雄	昭和21年7月22日生	昭和45年4月 通商産業省(現 経済産業省) 入省 平成10年6月 大臣官房総務審議官 11年9月 貿易局長 12年6月 中小企業庁長官 19年11月 日本商工会議所・東京商工会議所 専務理事 21年10月 株式会社企業再生支援機構(現 株 式会社地域経済活性化支援機構) 社外取締役(現任) 23年6月 当社取締役(現任) 28年3月 公益財団法人全国中小企業取引 振興協会会長(現任) 28年5月 株式会社アオキスーパー 社外取締役(現任) 28年6月 SMK株式会社社外取締役 (現任)	(注) 4	—
取締役 (注) 1		浜田 恵美子 (注) 3	昭和33年11月23日生	昭和59年4月 太陽誘電株式会社入社 平成13年12月 同社技術グループ技術品証統括R 技術部長 15年9月 同社技術グループ総合研究所基礎 開発部主席研究員 20年11月 国立大学法人名古屋工業大学産学 官連携センター准教授 23年4月 同大学産学官連携センター、大学 院産業戦略工学専攻教授 24年4月 同大学コミュニティ創成教育研究 センター教授 27年5月 国立研究開発法人科学技術振興機 構研究成果最適展開支援プログラム第3分野プログラムオフィサー (現任) 28年7月 国立大学法人名古屋工業大学 非常勤講師(現任) 28年8月 国立大学法人名古屋大学客員教授 (現任) 29年6月 当社取締役(現任)	(注) 4	—
常勤監査役		水野 文行	昭和27年11月8日生	昭和51年3月 当社入社 平成12年10月 エレクトロニクス事業本部H P C 事業部長 13年6月 当社取締役 17年6月 当社執行役員 18年6月 当社取締役常務執行役員 22年6月 当社取締役専務執行役員 26年6月 当社常勤監査役(現任)	(注) 5	12
常勤監査役		杉山 謙	昭和31年9月29日生	昭和55年3月 当社入社 平成19年4月 業務監査部長 27年6月 当社常勤監査役(現任)	(注) 5	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 (注) 2		田中 節夫	昭和18年4月29日生	昭和41年4月 警察庁採用 平成3年8月 宮城県警察本部長 5年8月 警察庁交通局長 12年1月 警察庁長官 14年9月 第一生命保険相互会社(現 第一生命ホールディングス株式会社) 嘱託 15年6月 社団法人日本自動車連盟(現 一般社団法人日本自動車連盟) 副会長 18年6月 同法人会長 19年6月 当社監査役(現任) 23年6月 コナミ株式会社(現 コナミホールディングス株式会社) 社外監査役(現任) 25年6月 一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会代表理事・会長(現任)	(注) 5	—
監査役 (注) 2		寺東 一郎	昭和21年5月1日生	昭和44年7月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成8年6月 株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 取締役 12年6月 同行常務取締役 15年5月 同行常務執行役員 17年1月 同行専務執行役員 17年6月 株式会社ニコン代表取締役副社長兼CFO 19年6月 同社代表取締役兼副社長執行役員兼CFO 22年6月 同社代表取締役兼副社長執行役員 23年6月 同社顧問 当社監査役(現任) 24年6月 株式会社百十四銀行社外監査役 26年6月 株式会社牧野フライス製作所社外取締役(現任)	(注) 6	—
計						91

- (注) 1. 取締役蒲野宏之、取締役中村利雄、取締役浜田恵美子は、社外取締役であります。
2. 監査役田中節夫、監査役寺東一郎は、社外監査役であります。
3. 浜田恵美子氏の戸籍上の氏名は、加藤恵美子であります。
4. 平成29年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 平成27年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
6. 平成28年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

7. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は、以下の12名です。

役名	氏名	職名
常務執行役員	倉知 寛	セラミックス事業本部技術統括部長、同本部センサ事業部長
	手嶋 孝弥	エレクトロニクス事業本部副本部長、知多事業所長
	松田 敦	セラミックス事業本部営業統括部長、同本部営業統括部海外営業部長
執行役員	松田 弘人	セラミックス事業本部製造統括部長
	辻 裕之	製造技術本部製造技術統括部長
	山田 智裕	NGKエレクトロデバイス株式会社代表取締役社長
	山田 忠明	人事部長
	加藤 明	エレクトロニクス事業本部金属事業部長
	小林 茂	電力事業本部副本部長、同本部ガイシ事業部長
	七瀨 努	研究開発本部副本部長、同本部機能材料プロジェクトリーダー
	井上 昌信	セラミックス事業本部産業プロセス事業部長
	加藤 宏治	NGK EUROPE GmbH 取締役社長

8. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は以下のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
橋本 修三	昭和31年4月5日生	昭和62年4月 弁護士登録(名古屋弁護士会) 小栗法律事務所入所 平成4年4月 橋本法律事務所開設・所長(現任) 16年4月 名古屋弁護士会(現 愛知県弁護士会) 副会長	—

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、事業活動の適法性と経営の透明性を確保し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制と、株主重視の公正な経営システムを構築、維持することをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としております。

これを実現するために監査役会設置会社を選択し、コーポレートガバナンス体制としては、株主総会、取締役会、監査役会に加え、社長の意思決定を補助するための経営会議や各委員会を設置し、重要事項の審議・検討を通じて、ガバナンスの実効性を高めております。

また、事業環境の変化に即応し、迅速かつ最適な意思決定及びその執行を行っていく必要があるとの認識のもと、当社は執行役員制度を導入することによって、経営の「意思決定・監督機能」と「業務執行機能」の分離を進め、それぞれの役割の明確化と機能強化を図っております。

更には、取締役会の監督・監視機能を強化するため、当社を取り巻く各々のリスクを取り扱う各委員会のうち、主要な委員会から取締役会への報告を義務付けるとともに、指名・報酬諮問委員会、経営協議会、社外役員会議、経営倫理委員会等を設置し、コーポレートガバナンス・コードの趣旨の徹底を図っております。

①会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

イ. 会社機関の内容

当社は、監査役会設置会社を選択しており、その組織は以下のとおりとなっております。

(取締役会)

取締役会は、有価証券報告書提出日現在13名の取締役ににより構成されており、会社法で定められた事項及び経営に関する重要事項について決議し、取締役の職務執行を監督しております。取締役のうち3名につきましては社外取締役を選任しており、社外取締役はその多様な経歴を通じて培った見識を活かし取締役会において当社の経営全般に対する提言を行うこと等により、コーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしております。

(監査役会)

監査役会は、監査役4名により構成されており、各監査役は取締役会に出席するなどして、取締役の職務執行を監査しております。監査役4名は豊富な業務経験を有しており、うち2名につきましては、会社法の定めにより社外監査役を選任しております。なお、常勤監査役のうち1名は、長年当社の財務業務を担当しており、また社外監査役のうち1名は、長年にわたる金融機関等での業務経験を有しており、ともに財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(経営会議)

経営会議は、社長の決定を助けるため、必要な事項を審議する機関であり、社長・取締役・監査役及び社長の指名する執行役員・部長により構成しております。

(指名・報酬諮問委員会)

社外役員を過半数として構成され、取締役及び執行役員の人事と報酬に関する事項、最高経営責任者の後継者計画等を審議し、その結果を取締役に答申することにより、役員の人事及び報酬決定に係る公正性の確保及び透明性の向上を図るものです。

(経営協議会)

社外役員と代表取締役等の意見交換の会合であり、経営に関する様々な課題について、社外役員から経営陣への積極的な助言を求めるものです。

(社外役員会議)

社外役員のみで構成され、取締役会における議論に積極的に貢献することを目的に、当社の経営課題等について意見を交換するものです。

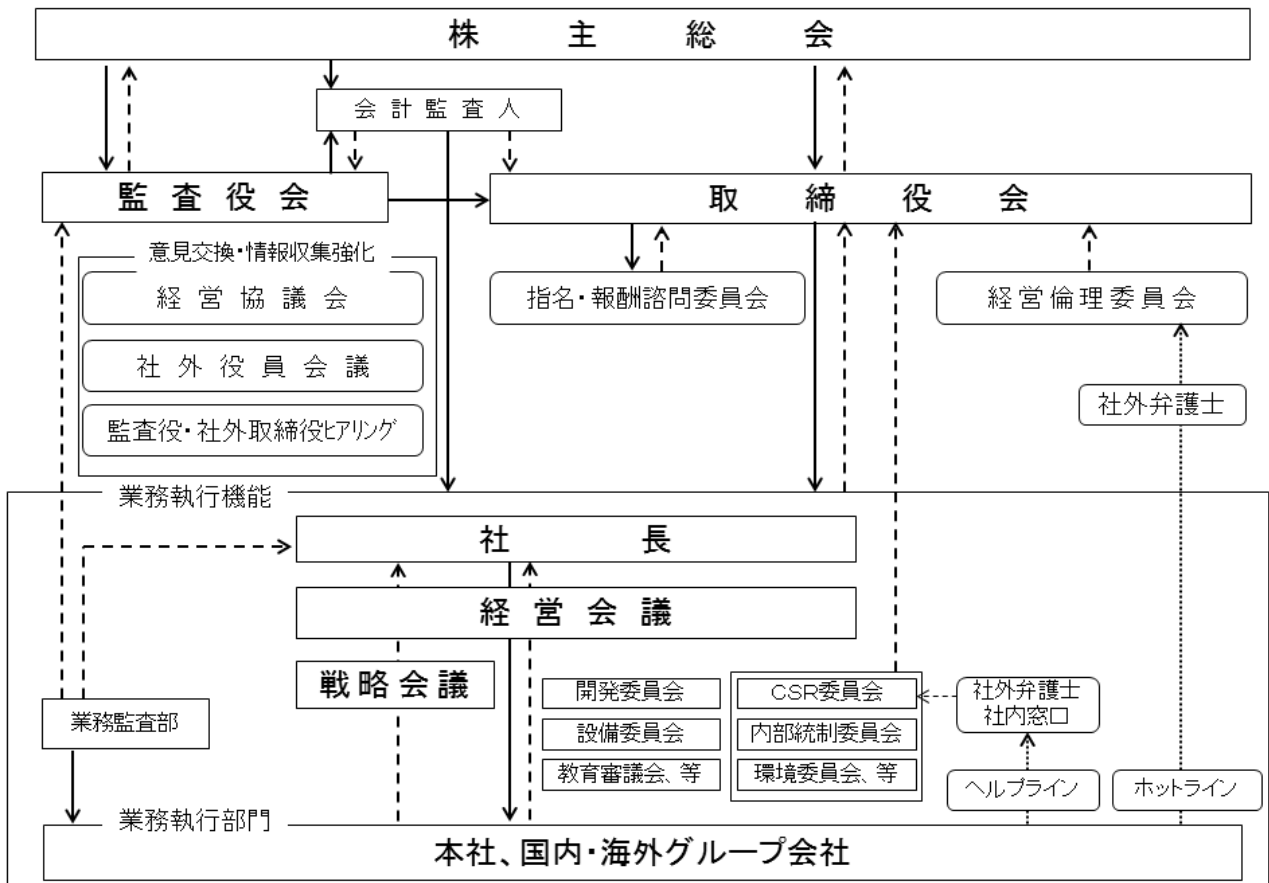
(監査役・社外取締役ヒアリング)

監査役及び社外取締役で構成され、当社の事業環境や課題について社内関係者から情報を聴取するものです。

(経営倫理委員会)

社外役員とコンプライアンスを担当する社内取締役1名で構成され、競争法及び海外腐敗行為防止法の遵守、並びに、当社の役員等が関与する不正・法令違反について監視し、取締役会に直接報告するものです。これらの不正・法令違反に歯止めをかける仕組みとして、従来のヘルプライン制度とは別に、社外役員に直結する内部通報制度（ホットライン）を設置し、コンプライアンス体制の強化を図っております。

→ 決裁、監督、選任・解任、業務執行委任、監査、等 -> 報告、提案、上程、答申、審議、勧告、等 …→ 通報、相談、等



ロ. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての取締役会決議の内容

当社は、平成29年3月21日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制等について以下のとおり決議しております。

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとされる体制を構築する。

(イ) 当社取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会は子会社を包含する企業行動指針（以下、「グループ企業行動指針」という。）を制定し、取締役が法令及び定款に基づき、且つ企業倫理に則りその職務を執行するための規範及び行動基準を定め、取締役はこれを遵守するものとする。
- b. 取締役会のほか社長以下の業務執行機関が、内部統制システムの構築及び運用にあたるものとする。内部監査の専門部署として業務監査部を設置し、各部門の業務執行状況の監査を行うほか、CSR委員会を設置し、内部統制システムの構築及び維持・向上を図るものとする。また、内部統制委員会を設置し、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」についての審議を行うものとする。
- c. CSR委員会の下部組織としてコンプライアンスに関する担当専門分科会（コンプライアンス専門分科会）を設置し、コンプライアンス体制の構築及び維持・向上を図るものとする。法令・社内規則違反その他グループ企業行動指針の趣旨に反する事実を発見した場合における職制外の相談・報告ルートとして「ヘルプライン制度」を設置し、ヘルプライン制度運用規定に基づき運営する。
- d. 社外役員を主要な構成員とし、当社の役員等が関与する不正及び法令違反並びに競争法及び海外腐敗行為防止法への対応（以下、「本件事項」という。）を取扱う経営倫理委員会を設置する。本件事項に係る内部通報については、ヘルプライン制度とは別に設置する「ホットライン制度」を利用するものとする。ホットライン制度においては予め指定された外部の弁護士が内部通報を受理し、本委員会に直接報告するものとする。本件事項については本委員会が取締役に直接報告する管理体制を構築し、コンプライアンス体制の維持・向上を図るものとする。
- e. 取締役は、上記コンプライアンス体制の実効性を日常的に点検し、その実効性に関する問題又は法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見した場合は、取締役会及び監査役に報告し、対策を講じるものとする。

(ロ) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に関する規定等に基づき、適切且つ検索性の高い状態で保存・管理するものとし、取締役及び監査役はこれらの情報を常時閲覧できるものとする。

(ハ) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 事業運営上のリスクについては、関係職制において日々のリスク管理を行うとともに、予算策定、設備投資及び研究開発等の実施決裁プロセス並びに戦略会議において、総合的にリスクの検討・分析を行い、これを回避・予防するものとする。
- b. 法令・倫理・事件・事故、災害、品質、環境、輸出管理、安全衛生に関する全社横断的な重大なリスクに関しては、危機管理基本規定に基づき、日々のリスク管理を関係職制により行うとともに、それぞれCSR委員会、中央防災対策本部、BCP対策本部、品質委員会、環境委員会、安全保障輸出管理／特定輸出・通関管理委員会、安全衛生委員会、経営倫理委員会を設置し、これを回避・予防するものとする。

(ニ) 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会の決定に基づく業務執行については、社長が業務執行上の最高責任者として当社の業務を統括する。社長の意思決定を助けるため、経営会議、戦略会議、教育審議会、開発委員会、設備委員会、品質委員会、環境委員会、CSR委員会、内部統制委員会を設置し、総合的に審議・調整を行うものとする。
- b. 取締役の日々の業務執行については、職務権限表・業務分掌規定・各種決裁手続規定によって、それぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定めることで権限委譲を行い、業務執行の効率化を図るものとする。

(ホ) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役会は、グループ企業行動指針を制定し、使用人が法令及び定款に基づき、且つ企業倫理に則りその職務を執行するための規範及び行動基準を定めるとともに、コンプライアンス専門分科会による使用人に対するコンプライアンス教育の実施や「ヘルプライン制度」及び「ホットライン制度」の運用を通じて、コンプライアンス体制の整備を図るものとする。
- b. 使用人は、法令違反その他コンプライアンス上の問題を発見した場合には直ちに上司、関連部門の取締役又は社内担当部門に報告するものとする。
- c. 業務監査部は、各部門の業務執行状況について内部監査を実施し、適切な統制が行われる体制が構築・運営されることを確保するものとする。

- (へ) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- (a) 子会社を所管する部門は、所管する子会社に対し、子会社運営上の動向・変化（経営体制、労務、コンプライアンス等）について、適宜、報告させるものとする。子会社から報告を受けた所管部門は、グループ会社統括事務局である経営企画室に報告するものとし、グループ会社統括執行役員への情報の一元化を図るとともに、関連する本社部門に報告するものとする。所管部門は、子会社においてコンプライアンス上の問題や事件・事故が発生した場合には、上記に加え、遅滞なくCSR委員長に報告するものとする。
- (b) 当社による経営管理、経営指導内容が法令に違反し、又はコンプライアンス上問題があると子会社が認めた場合には、当社のCSR委員会に報告するものとする。
- b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、子会社における重要な財産の処分及び譲受け、設備投資、資金借入れ、融資及び債務保証、営業債権の処分等について、その内容・規模に応じて当社の所管部門の決裁、経営会議審議の上での社長決裁又は取締役会決議による承認を得ることとする旨を「職務権限表」に定め、子会社の損失の危険を管理するものとする。
- c. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 子会社を所管する部門はその指導の下、子会社に事業方針を策定させ、取締役会の決定に反映させる。取締役会の決定に基づく業務執行については、子会社の社長に、業務執行上の最高責任者として子会社の業務を統括させる。
- (b) 子会社の取締役の日々の業務執行については、子会社において職務権限、業務分掌、決裁手続に係る規定を作成させ、これらの規定においてそれぞれの責任者及びその責任並びに執行手続の詳細について定めることで権限委譲を行わせ、業務執行の効率化を図らせる。
- d. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 当社及びその子会社に共通するグループ企業行動指針を定め、当社及びその子会社の取締役・使用人を一体として法令遵守意識の醸成を図るとともに、適正に業務を執行する体制を整備するものとする。また、子会社への監査役の派遣及び当社の業務監査部による内部監査の実施等により、リスク管理体制及び法令遵守体制の維持を図るものとする。当社の「ヘルプライン制度」及び「ホットライン制度」については、子会社の役職員も利用可能とする。但し、上場子会社においては、独自のヘルプライン制度を備えるものとする。また、海外子会社においては、各々の国情・文化・社会風土等を勘案し、ヘルプライン又はこれを補完・代替する体制を整備するものとする。
- (ト) 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役は監査役と協議の上、適切に対処するものとする。
- (チ) 当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動・人事評価・懲戒処分は監査役会の同意を得て行うものとする。
- (リ) 当社監査役が当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役は必要に応じていつでも当該使用人に対し指示を行うことができ、当該使用人は当該指示を優先して職務を行うものとする。
- (ヌ) 当社監査役への報告に関する体制
- a. 当社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制
- (a) 取締役は、上記(イ)に定める場合の他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。
- (b) 使用人は、上記(ホ)に定める場合の他、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに上司、関連部門の取締役又は社内担当部門に報告するものとし、報告を受けた上司、関連部門の取締役又は社内担当部門は、直ちに監査役に報告するものとする。

- (c) コンプライアンス体制の運用状況、「ヘルプライン制度」の運用状況、内部監査結果の他、監査役がその職務執行上報告を受ける必要があると判断した事項について、各担当部門は監査役に報告するものとする。
- b. 子会社の取締役、監査役及び使用人（以下、「役職員」という。）又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制
 - (a) 子会社の役職員又は上記（へ） a. (a) の定めにより子会社から報告を受けた所管部門は、法令違反その他コンプライアンス上の問題又は当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに当社監査役に報告するものとする。
 - (b) 当社監査役は、定期的に子会社監査役との連絡会を開催し、子会社の運営状況について報告させるものとする。
 - (c) 子会社の役職員も利用可能であるヘルプラインの運営事務局は、子会社の案件を含めたヘルプラインの運用実績について、当社監査役も出席するコンプライアンス専門分科会において報告を行う他、必要に応じて当社監査役に対し報告を行うものとする。
- (ル) 上記（ヌ）の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社監査役への報告を行った当社及びその子会社の役職員は、当該報告をしたことを理由として、解雇・降格・減給・配置転換等を含むいかなる不利益な取扱いも受けないものとする。
- (ヲ) 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行に係る費用について、監査役会が策定した内容に基づく予算を措置するものとする。予算外の費用が生じる場合も、その前払又は償還に応じるものとする。
- (ワ) その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。また、監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を実施するものとする。

ハ、当該体制等の運用状況の概要

(イ) 業務の適正確保に係る重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会は13回開催され、重要な業務執行の決定や当該決定に基づく業務執行の状況の報告がなされており、取締役の職務執行の適正を確保すべく、職務執行の監督がなされております。主に取締役会メンバーが参加する経営会議は22回開催され、グループ経営の観点を含め業務執行全般について社長の意思決定を助けるべく、総合的な審議を行っております。取締役に加え各議題に係る業務執行者が参加する戦略会議は19回開催され、経営上の重要な課題等について問題点の抽出や解決方策の検討等を行っております。CSR委員会は3回開催され、法令・倫理の遵守や情報セキュリティ管理に係る活動の報告、審議を行っております。コンプライアンス専門分科会は5回開催され、ヘルプライン及びコンプライアンス教育の運営に関する報告、審議を行っております。内部統制委員会は3回開催され、「財務報告に係る内部統制の評価及び報告」に関する審議を行っております。CSR委員会・コンプライアンス専門分科会・内部統制委員会においては、監査役がオブザーバーとして参加し、これらの会議における報告、審議に係る情報を入手しております。経営倫理委員会は6回開催され、役員等の不正・法令違反の防止、競争法・海外腐敗行為防止法への対応、ホットラインの運営に関する報告、審議を行っております。特に、競争法遵守については、取締役会が遵守プログラムを策定し、競争法全社統括責任者が経営倫理委員会による監督の下で当該プログラムを実施し、その運用状況を取締役会に報告する体制を構築しております。

当社においては、上記のほか、業務の適正確保のみならず、リスク管理や業務執行の効率化の観点から、各種の委員会が開催され、実質的な審議が行われております。

(ロ) 内部通報制度及び子会社情報の管理に係る状況

ヘルプライン及びホットラインについては、その通報窓口が社内に周知され、各規定に従って適切に運用されております。子会社運営上の動向・変化（経営体制、労務、コンプライアンス等）については、グループ会社統括事務局である経営企画室を通じ、グループ会社統括執行役員に適切に報告がなされております。加えて、子会社におけるコンプライアンス上の問題や事件・事故については、CSR委員長に適切に報告がなされております。

(ハ) コンプライアンス教育の実施状況

当社は、コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、各使用人の入社、昇格・昇級及び海外赴任のタイミングで、各対象者に対しそれぞれコンプライアンスに関する研修を実施しているほか、主に基幹職を対象に法令等の解説を行う法令／コンプライアンス連絡会を実施しております。加えて、社外弁護士を講師とし新任役員を対象に会社法及び競争法についての解説を行う研修や、社外弁護士を講師とし役員と基幹職を対象に競争法についての解説を行うコンプライアンス講演会等を実施しております。

(二) 内部監査の実施状況

内部監査部門である業務監査部は、決裁申請や経費精算のモニタリング監査のほか、競争法・下請法・安全保障輸出管理等に係るコンプライアンス監査、当社及びそのグループ会社を対象とした財務報告に係る内部統制監査及び業務プロセスの監査を実施しております。同部は上記の各監査に関して、半期ごとの総括的な業務監査結果に加え、随時、個別の監査結果についてとりまとめ、代表取締役社長・同部の所管取締役・監査役等に報告しております。

二. 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムの構築と運用について、取締役会のほか社長以下の業務執行機関が当たりますが、各部門の業務執行状況については、内部監査の専門部署である業務監査部が監査を行い、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応については、内部統制委員会を設けて推進しています。

またグループの企業理念、経営理念、行動規範を実践していくための指針として、会社が経済性を追求すると同時に、社会にとっても有益な存在であるための事業活動や行動の基本姿勢を具体的に示した「NGKグループ企業行動指針」を定めています。この指針の制定と法令・企業倫理順守のグループ内への徹底、会社に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断される事件・事故への対応などについては、コンプライアンス、セキュリティ、社会貢献推進の専門分科会を傘下に持つCSR委員会が取り扱い、グループの内部統制システムの維持とレベルの向上を図っております。

「NGKグループ企業行動指針」

I. 企業理念の実現

1. より良い社会環境に資する商品の提供

長期のグローバルな視点に立ち、地球環境を守り社会の安全・安心を実現する商品やサービスの提供を通じて、新しい価値の創造に取り組みます。

品質と安全性の追求により、お客様と社会からの信頼を獲得します。

II. 企業活動のあり方

2. 企業情報の開示

経営の透明性を高め、日本ガイシグループに対する社会の信頼を得るために、経営情報、財務情報、商品・サービスに関する情報など、広く社会が求める情報を正確かつタイムリーに発信します。

3. コンプライアンスの徹底、リスクマネジメント

各国、地域の法令やルールを守り、国際間の取決めに尊重して、コンプライアンスを徹底します。

誠実で高い倫理観のある人材を育成します。また、内部統制システムの構築とリスクマネジメントの実践を通じて、会社の資産や信用、第三者の権利を守ります。

4. 人間性の尊重、快適な職場環境の確保

人材の採用、処遇は公正・公平に行い、安全・快適で、家庭と両立する働きやすい職場環境を提供します。

多様な人材が挑戦できる場と機会を設け、知識や技術の習得を通じて人材の成長を支援します。

職場におけるいじめ、差別、ハラスメントなど人権に反する行為の発生を防止し、違反行為があった場合には迅速に適切な対応をとります。

5. 公正、自由、透明な取引の実践

対等な良きパートナーとして、取引先との共存共栄を目指し、公正、自由、透明な取引を行います。

また、日本ガイシグループのサプライチェーン全体で、企業の社会的責任を果たす取り組みを推進します。

III. 社会の一員として

6. 地球環境の保全

事業活動を行うすべての拠点、すべてのプロセスで、率先して環境負荷の低減に取り組み、地球環境の保全に貢献します。

地域の環境保全活動に協力し、従業員の取り組む活動も積極的に支援していきます。

7. 地域社会との協調、社会貢献活動の推進

各国、地域の社会的課題に関心を持ち、地域に信頼される企業市民であることを目指して、地域のニーズに応じた社会貢献活動に積極的に取り組みます。

8. ステークホルダーとのコミュニケーション

お客様、取引先、株主、従業員、地域社会の方々など、すべてのステークホルダーとの対話を通じて、日本ガイシグループへの理解を広げるとともに、寄せられた意見に基づいて会社の活動をレビューし、社会的責任を果たすための取り組みに活かしていきます。

ホ. リスク管理体制の整備の状況

事業活動に生じるさまざまなリスクの管理のため、前記のCSR委員会以外にも、以下のような委員会組織を設け、啓発・教育活動や事案が生じた場合の対処をしています。

(環境委員会)

環境と調和した企業活動を推進するため、環境基本方針の実現について社長及び環境委員長の見解を助けるため、必要な事項を企画、立案及び審議する機関です。

(品質委員会)

より高品質な製品・サービスの実現によるお客様の満足と信頼の向上を目的に、次項について、社長及び品質委員長の見解を助けるため、必要な事項を審議する機関です。

(イ) 品質方針及び品質目標の決定・改廃

(ロ) 市場における重大な品質不良発生防止や発生後の技術的対応にかかわる事項

(ハ) 開発品の事業化における品質保証体制および品質リスク回避に関わる事項

(ニ) そのほか重要と判断した品質関連事項

(安全衛生委員会)

安全衛生に関する全社的な基本方針や、基本計画及び重点目標の設定などに関して審議・決定し、下部委員会を通じて、その推進を図る機関です。

(中央防災対策本部)

会社に重大な影響を及ぼすおそれのある地震、風水害、火災、爆発などの災害に関する事項について、社長及び対策本部長の見解を助けるため必要な事項を審議するほか、対策本部長の指揮のもとで所要の業務を遂行する機関です。

(BCP対策本部)

災害発生時における事業継続を目的として、平時には事業継続計画(BCP)の維持管理を行うとともに、BCPの発動時には、復旧優先順位の決定、復旧体制の指示・支援などを遂行する機関です。

(安全保障輸出管理/特定輸出・通関管理委員会)

安全保障輸出管理、特定輸出申告制度、及び通関業務の管理について、法令順守をはじめとして適切な社内体制の構築、子会社及び関係会社への指導などに係る審議、決定などを行う機関です。

ヘ. 監査役(監査役会)監査、会計監査及び内部監査の状況

各監査役は、取締役会に出席するなどして取締役の職務執行を監査しているほか、社内の各委員会にも出席しております。社外監査役も出席する監査役会で、会計監査人、内部監査部門と相互連携を図っております。また内部統制委員会には、常勤監査役が出席しており、そこで策定される内部統制報告書案は、社外取締役・社外監査役も出席する経営会議で審議されております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、松江夏樹、山崎裕司及び増見彰則であり、有限責任監査法人トーマツに所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士13名、その他18名であります。

内部監査部門としては、業務監査部(14名)を設けており、各部門の業務執行状況を監査して、代表取締役に対し、経営判断に資する情報提供を行っております。業務監査部長は内部統制委員会の委員となっております。

監査役監査、会計監査、内部監査はそれぞれ独立して実施していますが、監査の実効性、効率性をあげるため、監査役(会)、会計監査人及び業務監査部は、監査の方針・計画・結果などについて定期的に情報交換を行っております。

②会社と会社の社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役を3名、社外監査役を2名選任しております。

イ. 社外役員の独立性基準又は方針

(社外取締役)

当社は、会社法上の社外取締役及び東京証券取引所が定める独立役員の要件に加え、次の各項のいずれかに該当する者を当社において独立性を有する社外取締役（以下「独立社外取締役」という。）とすることができないものとします。ただし、このいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし当社の独立社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、会社法上の社外取締役及び東京証券取引所の独立役員の要件を充足し、かつ当該人物が当社の独立社外取締役としてふさわしいと考える理由を対外的に説明することを条件に、当該人物を独立社外取締役とすることができるものとします。

なお、この判断基準において、業務執行者とは会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人を、当社グループとは当社、当社の子会社又は関連会社を指すものとします。

- (イ) 当社の現在の議決権所有割合10%以上の主要株主、また当該主要株主が法人である場合には直近を含めた最近の3事業年度において当該法人の業務執行者であったことがある者。
- (ロ) 当社グループとの間で、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、双方いずれかの連結売上高の2%以上の取引がある取引先の現在の業務執行者。
- (ハ) 当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者である法人において、直近を含めた最近の3事業年度において業務執行者であったことがある者。
- (ニ) 当社グループから、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、年間1,000万円又は当該団体の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄付又は助成を受けている団体の現在の理事、役員。
- (ホ) 直近を含めた最近の3事業年度において、当社グループの会計監査人又は会計参与であったことがある公認会計士、税理士又は監査法人もしくは税理士法人の現在の社員等。
- (ヘ) 上記(ホ)に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントで、役員報酬以外に当社グループから、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者、又は上記(ホ)に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイスを行う団体で、直近を含めた最近の3事業年度のいずれかにおいて、当該団体の連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けている団体の現在の社員等。
- (ト) 当社が現在主要株主である会社において、直近を含めた最近の3事業年度において業務執行者であったことがある者。
- (チ) 上記(イ)～(ト)項に掲げる者の配偶者又は二親等内の親族。

(社外監査役)

社外監査役の独立性については、一般株主と利益相反の生じるおそれがないよう、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」を参考として総合的に判断しております。

ロ. 当社と社外役員の関係及び選任状況に関する当社の考え方

社外取締役の蒲野宏之氏は、長年弁護士として法律実務に携わるとともに、東京弁護士会の副会長を務める等、法曹界において豊富な経験と実績を有しております。この経験を活かし、現に当社の社外取締役としてコンプライアンス体制の強化や経営戦略の観点から意見を述べる等、当社の業務執行への提言及び経営の監督を適切に行っていることから、社外取締役に選任したものであります。

同氏は、競争状況に関する国際的な調査に対応するために設置した独立委員会（以下「独立委員会」という。）の委員長職に就任していたため、当社は同氏に対してその職務遂行に係る対価及び費用を支払ってまいりました。当社と同氏の間には、この他の人的関係、資金的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、ハウス食品グループ本社株式会社社外監査役等を兼務しておりますが、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、重要な資金的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

社外取締役の中村利雄氏は、通商産業省（現 経済産業省）貿易局長や中小企業庁長官を歴任し、また日本商工会議所の専務理事を務める等、長年にわたり商工業の振興に寄与する要職を務めてきております。その経歴を通じて培った見識と豊富な経験を活かし、現に当社の社外取締役として事業判断の根拠の明確化について意見を述べる等、当社の業務執行への提言及び経営の監督を適切に行っていることから、社外取締役に選任したものであります。

当社と同氏の間には、人的関係、資金的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社アオキスーパー及びSMK株式会社の社外取締役並びに公益

財団法人全国中小企業取引振興協会会長等を兼務しておりますが、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、重要な資本的関係及び主要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

社外取締役の浜田恵美子氏は、太陽誘電株式会社に在籍中、CD-R（記録できるCD）の発明及び世界初の製品化を主導する等の顕著な業績を挙げ、その後は名古屋工業大学教授、名古屋大学客員教授として産学官連携を主体とした研究活動に携わってきました。その経歴を通じて培った見識を活かし、当社の技術開発をはじめとする業務執行への提言及び経営の監督を適切に行えるものと判断し、社外取締役に選任したものであります。

当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、国立研究開発法人科学技術振興機構研究成果最適展開支援プログラム第3分野プログラムオフィサー並びに国立大学法人名古屋工業大学非常勤講師及び国立大学法人名古屋大学客員教授等を兼務しておりますが、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、重要な資本的関係及び主要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

社外監査役の田中節夫氏は、警察庁の各要職を経て警察庁長官を務めており、行政における豊富な経験及び実績を活かし、業務の適法性やリスク管理の観点による当社の経営全般に対する提言が期待できることから、社外監査役に選任したものであります。

同氏は、独立委員会の委員職に就任していたため、当社は同氏に対してその職務遂行に係る対価及び費用を支払っております。当社と同氏の間には、この他の人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、コナミホールディングス株式会社社外監査役並びに一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会代表理事及び会長等を兼務しておりますが、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、重要な資本的関係及び主要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

社外監査役の寺東一郎氏は、株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）の専務執行役員や株式会社ニコンの代表取締役兼副社長執行役員を務める等、長年にわたり会社の経営に携わっております。この会社経営の専門家としての豊富な経験とその経歴を通じて培った見識を活かし、当社の経営全般に対して提言を行う等、当社のコーポレートガバナンスの強化のため適切な役割を果たしていることから、社外監査役に選任したものであります。

当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はありません。

同氏は、当社の株主である株式会社三菱東京UFJ銀行の出身で、当社は当事業年度末において同行より借入れ等の金融関連取引を行っております。ただし、同氏が株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）の専務執行役員を退任してから相当の期間が経過していること等を踏まえると、同氏の判断に株式会社三菱東京UFJ銀行の意向が影響することはなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないものと判断しております。

同氏は、株式会社牧野フライス製作所社外取締役を兼務しておりますが、当社と重要な兼務先の間には、人的関係、重要な資本的関係及び主要な取引関係その他の利害関係はありません。

また当社は、同氏が過去において社外監査役を務めていた株式会社百十四銀行から、当事業年度中に借入れがありましたが、平成28年9月末に返済しており、当事業年度末時点で同行からの借入れはなく、当社と同行の間には、人的関係、重要な資本的関係及び主要な取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、株式会社東京証券取引所、株式会社名古屋証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

③ 役員報酬等

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	692	419	75	197	—	10
監査役 (社外監査役を除く。)	59	59	—	—	—	2
社外役員	52	52	—	—	—	4

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額(百万円)				報酬等の総額 (百万円)
			基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
浜本 英嗣	取締役	提出会社	59	13	35	—	107
大島 卓	取締役	提出会社	68	13	41	—	123

ハ. 役員報酬等の額又はその算定方法の決定方針の内容及び決定方法

当社における取締役(社外取締役を除く)及び執行役員報酬は、企業理念及び経営方針の実現への動機付け、並びに役員責任の明確化と公正性、透明性を高めることを目的として、(1) 役職位に応じた固定的年額報酬としての基本報酬、(2) 毎年の業績に対する各取締役の成果責任を一層明確にし、業績との連動性を高めるための業績連動賞与、並びに(3) 当社の株価への感度をより引き上げて株価上昇によるメリットのみならずその下落によるリスクまでも株主と共有し、適正な会社経営を通じた中長期的な企業価値向上への意欲と士気を高めるための株式関連報酬、の3つの部分で構成しております。固定的年額報酬と変動報酬の比率については、中長期的業績の安定及び向上を重視する観点に立ち、業績に連動する変動報酬の割合が過度にならないよう設定しております。

社外取締役及び監査役については、独立した立場から経営の監督、監査を行う役割を担うことから基本報酬のみとしており、業績連動賞与や株式関連報酬は設けておりません。

その額については、平成19年6月及び平成29年6月開催の当社定時株主総会で、株式関連報酬すなわちストックオプションを除く取締役報酬等の額を年額8億円以内、うち社外取締役6,000万円以内と決議いただいております。同様に取締役(社外取締役を除く)に対するストックオプションに関する報酬等の額は年額2億円以内、監査役報酬等の額は年額1億円以内と決議いただいております。

役員報酬については、その決定プロセスにおける公正性の確保と透明性の向上を目的に、社外役員を過半数として設置した指名・報酬諮問委員会において、報酬の決定に関する方針、取締役及び監査役全体の報酬枠案、取締役及び執行役員個人別の報酬額案について審議を行い、その決議内容を取締役会に答申しております。取締役会では、同委員会の答申を尊重した上で取締役及び執行役員報酬に係る決議を行い、当該決議を受けて代表取締役の協議により賞与を含めた年額を決定しております。具体的には、基本報酬については企業業績、関連業界の報酬水準などを勘案しつつ、役員に応じた金額を設定しております。年次賞与である業績連動賞与については毎年度の連結営業利益率、連結売上高、連結ROE等の経営指標の実績と増減に基づいて決定しております。株式関連報酬については、長期インセンティブとして、行使価格を1株当たり1円とする株式報酬型ストックオプションにつき役員に応じて決定した個数を付与し、権利行使の条件として当社の役員退任後1年が経過した日から原則として5年以内に行使用することとしております。各監査役報酬等の額は監査役の協議により決定しております。

④株式の保有状況

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

86銘柄 50,800百万円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
セイコーエプソン(株)	6,900,000	12,544	取引関係強化のため
TOTO(株)	2,278,433	7,997	森村グループのブランド価値向上のため
東海旅客鉄道(株)	300,000	5,971	取引関係強化のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	6,290,000	3,280	取引関係強化のため
日本特殊陶業(株)	1,249,000	2,690	森村グループのブランド価値向上のため
東京海上ホールディングス(株)	633,200	2,406	取引関係強化のため
(株)愛知銀行	242,300	1,142	取引関係強化のため
名港海運(株)	1,037,000	959	取引関係強化のため
三菱商事(株)	379,450	723	取引関係強化のため
(株)大林組	633,412	703	取引関係強化のため
旭硝子(株)	1,140,600	702	取引関係強化のため
住友電気工業(株)	508,200	695	取引関係強化のため
(株)ノリタケカンパニーリミテド	2,096,000	532	森村グループのブランド価値向上のため
岡谷鋼機(株)	75,100	514	取引関係強化のため
(株)大垣共立銀行	1,202,000	408	取引関係強化のため
(株)日立製作所	662,000	348	取引関係強化のため
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	95,500	299	取引関係強化のため
第一生命保険(株)	197,700	269	取引関係強化のため
(株)明電舎	477,000	244	取引関係強化のため
九州電力(株)	214,251	229	取引関係強化のため
北陸電力(株)	135,987	216	取引関係強化のため
日本トランスシティ(株)	535,000	201	取引関係強化のため
中部電力(株)	128,227	201	取引関係強化のため
四国電力(株)	125,267	189	取引関係強化のため
(株)名古屋銀行	478,000	176	取引関係強化のため
東京電力(株)	272,490	168	取引関係強化のため
(株)ダイヘン	299,000	153	取引関係強化のため
中国電力(株)	96,562	146	取引関係強化のため
(株)三菱ケミカルホールディングス	234,000	137	取引関係強化のため
(株)放電精密加工研究所	180,000	131	取引関係強化のため

当事業年度
特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
セイコーエプソン(株)	4,600,000	10,782	取引関係強化のため
TOTO(株)	2,278,433	9,580	森村グループのブランド価値向上のため
東海旅客鉄道(株)	300,000	5,442	取引関係強化のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	6,290,000	4,401	取引関係強化のため
日本特殊陶業(株)	1,249,000	3,177	森村グループのブランド価値向上のため
東京海上ホールディングス(株)	633,200	2,973	取引関係強化のため
(株)愛知銀行	242,300	1,499	取引関係強化のため
名港海運(株)	1,037,000	1,125	取引関係強化のため
旭硝子(株)	1,140,600	1,028	取引関係強化のため
住友電気工業(株)	508,200	938	取引関係強化のため
三菱商事(株)	379,450	912	取引関係強化のため
(株)大林組	633,412	659	取引関係強化のため
(株)ノリタケカンパニーリミテド	209,600	597	森村グループのブランド価値向上のため
岡谷鋼機(株)	75,100	593	取引関係強化のため
(株)日立製作所	662,000	398	取引関係強化のため
(株)大垣共立銀行	1,202,000	397	取引関係強化のため
第一生命保険ホールディングス(株)	197,700	394	取引関係強化のため
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	95,500	338	取引関係強化のため
山一電機(株)	159,500	262	取引関係強化のため
九州電力(株)	214,251	254	取引関係強化のため
日本トランスシティ(株)	535,000	249	取引関係強化のため
(株)ダイヘン	299,000	216	取引関係強化のため
信越化学工業(株)	21,500	207	取引関係強化のため
(株)名古屋銀行	47,800	191	取引関係強化のため
中部電力(株)	128,227	191	取引関係強化のため
(株)明電舎	477,000	188	取引関係強化のため
(株)放電精密加工研究所	180,000	181	取引関係強化のため
関西電力(株)	125,496	171	取引関係強化のため
愛知電機(株)	64,600	171	取引関係強化のため
四国電力(株)	125,267	153	取引関係強化のため

(注) 第一生命保険(株)は、平成28年10月1日に第一生命保険ホールディングス(株)に商号変更しております。

ハ、保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額
該当事項はありません。

⑤取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

⑥取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑦責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年6月29日開催の第140期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役について、その期待される役割を十分に発揮することができるよう、責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結している責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。社外取締役及び社外監査役は、本契約締結後も中立の立場から客観的にその職務を執行する。

⑧株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項

(自己の株式の取得)

当社は、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策を遂行できるようにするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

(中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

⑨株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	59	6	66	7
連結子会社	49	—	49	—
計	109	6	115	7

② 【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の海外連結子会社のうち5社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークであるDeloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファームから監査証明業務の提供を受けており、当連結会計年度にかかわる監査証明業務の報酬は総額22百万円であります。

(当連結会計年度)

当社の海外連結子会社のうち7社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークであるDeloitte Touche Tohmatsu Limitedのメンバーファームから監査証明業務の提供を受けており、当連結会計年度にかかわる監査証明業務の報酬は総額25百万円であります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、規程案整備に関する助言業務等であります。

(当連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、海外子会社内部監査支援業務等であります。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等の監査内容、監査日数等を勘案し、監査公認会計士等と十分に協議した上、監査役会の同意を得て決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、また監査法人等の主催する研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	97,481	119,145
受取手形及び売掛金	102,575	92,181
有価証券	72,503	71,659
たな卸資産	※1 108,945	※1 119,081
繰延税金資産	16,305	19,691
その他	15,348	17,371
貸倒引当金	△826	△867
流動資産合計	412,333	438,263
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	62,252	66,293
機械装置及び運搬具（純額）	86,606	97,018
工具、器具及び備品（純額）	6,201	6,063
土地	22,697	27,003
建設仮勘定	27,236	32,728
有形固定資産合計	※2 204,993	※2 229,107
無形固定資産		
ソフトウェア	1,763	2,224
その他	1,256	737
無形固定資産合計	3,019	2,962
投資その他の資産		
投資有価証券	※3 78,675	※3 72,526
繰延税金資産	4,353	6,545
退職給付に係る資産	5,251	6,924
その他	※3 3,444	※3 3,253
貸倒引当金	△174	△148
投資その他の資産合計	91,550	89,101
固定資産合計	299,563	321,170
資産合計	711,897	759,434

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	36,052	38,898
短期借入金	4,549	6,016
1年内返済予定の長期借入金	20,242	6,973
未払金	13,141	21,834
未払費用	14,759	14,895
未払法人税等	7,137	21,056
N A S 電池安全対策引当金	5,405	3,650
競争法関連損失引当金	4,307	9,167
その他	6,865	5,946
流動負債合計	112,463	128,439
固定負債		
長期借入金	139,180	161,160
繰延税金負債	13,766	15,200
製品保証引当金	1,840	1,654
退職給付に係る負債	21,418	20,926
その他	5,254	4,459
固定負債合計	181,461	203,401
負債合計	293,924	331,841
純資産の部		
株主資本		
資本金	69,849	69,849
資本剰余金	72,092	72,055
利益剰余金	266,580	289,996
自己株式	△1,363	△12,407
株主資本合計	407,158	419,492
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	20,832	23,458
繰延ヘッジ損益	—	△20
為替換算調整勘定	△5,888	△15,475
退職給付に係る調整累計額	△15,358	△10,713
その他の包括利益累計額合計	△414	△2,751
新株予約権	875	898
非支配株主持分	10,352	9,953
純資産合計	417,972	427,593
負債純資産合計	711,897	759,434

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)
売上高	435,797	401,266
売上原価	※1, ※3 289,266	※1, ※3 272,434
売上総利益	146,531	128,832
販売費及び一般管理費	※2, ※3 65,633	※2, ※3 65,619
営業利益	80,898	63,212
営業外収益		
受取利息	631	438
受取配当金	1,514	1,303
持分法による投資利益	1,020	1,791
その他	2,493	1,026
営業外収益合計	5,659	4,559
営業外費用		
支払利息	1,968	2,051
為替差損	2,392	698
その他	698	464
営業外費用合計	5,059	3,214
経常利益	81,498	64,557
特別利益		
固定資産売却益	※4 115	※4 195
投資有価証券売却益	662	5,248
補助金収入	294	166
特別利益合計	1,072	5,610
特別損失		
固定資産処分損	※5 421	※5 397
減損損失	※6 4,451	※6 4,161
競争法関連損失引当金繰入額	※7 7,113	※7 6,313
関係会社退職給付制度終了損	—	※8 1,773
特別損失合計	11,986	12,646
税金等調整前当期純利益	70,584	57,521
法人税、住民税及び事業税	15,782	※9 18,012
過年度法人税等	—	※10 11,213
法人税等調整額	1,361	△8,067
法人税等合計	17,144	21,157
当期純利益	53,440	36,364
非支配株主に帰属する当期純利益 又は非支配株主に帰属する当期純損失(△)	123	△15
親会社株主に帰属する当期純利益	53,316	36,379

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当期純利益	53,440	36,364
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△5,587	2,646
繰延ヘッジ損益	△7	△22
為替換算調整勘定	△14,125	△9,827
退職給付に係る調整額	△8,422	4,436
持分法適用会社に対する持分相当額	△389	381
その他の包括利益合計	※1 △28,532	※1 △2,385
包括利益	24,907	33,978
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	25,432	34,041
非支配株主に係る包括利益	△524	△63

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成27年4月1日至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	69,849	72,099	224,040	△1,403	364,585
当期変動額					
剰余金の配当			△10,775		△10,775
親会社株主に帰属する 当期純利益			53,316		53,316
自己株式の取得				△62	△62
自己株式の処分		△16		102	86
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		8			8
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△7	42,540	39	42,572
当期末残高	69,849	72,092	266,580	△1,363	407,158

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	26,394	7	7,983	△6,915	27,469	886	11,060	404,001
当期変動額								
剰余金の配当								△10,775
親会社株主に帰属する 当期純利益								53,316
自己株式の取得								△62
自己株式の処分								86
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動								8
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△5,561	△7	△13,871	△8,443	△27,883	△10	△707	△28,602
当期変動額合計	△5,561	△7	△13,871	△8,443	△27,883	△10	△707	13,970
当期末残高	20,832	—	△5,888	△15,358	△414	875	10,352	417,972

当連結会計年度(自 平成28年4月1日至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	69,849	72,092	266,580	△1,363	407,158
当期変動額					
剰余金の配当			△12,963		△12,963
親会社株主に帰属する 当期純利益			36,379		36,379
自己株式の取得				△11,182	△11,182
自己株式の処分		△36		137	100
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△36	23,415	△11,044	12,334
当期末残高	69,849	72,055	289,996	△12,407	419,492

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	20,832	—	△5,888	△15,358	△414	875	10,352	417,972
当期変動額								
剰余金の配当								△12,963
親会社株主に帰属する 当期純利益								36,379
自己株式の取得								△11,182
自己株式の処分								100
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,625	△20	△9,586	4,644	△2,337	23	△399	△2,713
当期変動額合計	2,625	△20	△9,586	4,644	△2,337	23	△399	9,620
当期末残高	23,458	△20	△15,475	△10,713	△2,751	898	9,953	427,593

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	70,584	57,521
減価償却費	27,365	26,615
減損損失	4,451	4,161
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△2,942	2,319
N A S 電池安全対策引当金の増減額 (△は減少)	△1,936	△1,755
受取利息及び受取配当金	△2,145	△1,742
支払利息	1,968	2,051
持分法による投資損益 (△は益)	△1,020	△1,791
投資有価証券売却損益 (△は益)	△662	△5,248
売上債権の増減額 (△は増加)	△16,044	8,623
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△1,633	△12,192
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△359	△2,664
仕入債務の増減額 (△は減少)	△95	3,242
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△4,096	9,621
その他	2,999	1,650
競争法関連損失引当金の増減額 (△は減少)	△4,992	4,860
競争法に係る罰金支払に伴う引当金の取崩額	8,007	—
小計	79,448	95,271
競争法に係る罰金の支払額	△8,007	—
利息及び配当金の受取額	2,321	1,760
持分法適用会社からの配当金の受取額	434	435
利息の支払額	△1,891	△2,060
法人税等の支払額	△12,860	△15,234
営業活動によるキャッシュ・フロー	59,445	80,172
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△32,048	△46,300
有価証券の売却及び償還による収入	32,311	38,765
有形固定資産の取得による支出	△42,693	△59,361
投資有価証券の取得による支出	△11,441	△6
投資有価証券の売却及び償還による収入	10,319	6,919
定期預金の純増減額 (△は増加)	△1,281	2,786
拘束性預金の預入による支出	△2,376	—
拘束性預金の払戻による収入	—	2,141
その他	△561	△1,398
投資活動によるキャッシュ・フロー	△47,772	△56,452
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	527	1,602
長期借入れによる収入	16,825	30,121
長期借入金の返済による支出	△6,690	△19,239
自己株式の取得による支出	△62	△11,182
配当金の支払額	△10,775	△12,963
その他	△197	△1,352
財務活動によるキャッシュ・フロー	△373	△13,013
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,850	△2,079
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	7,448	8,627
現金及び現金同等物の期首残高	128,616	136,065
現金及び現金同等物の期末残高	※1 136,065	※1 144,692

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数… 58社

主要な連結子会社名

エナジーサポート(株)

NGK CERAMICS USA, INC.

NGK CERAMICS EUROPE S. A.

NGK(蘇州)環保陶瓷有限公司

NGK CERAMICS POLSKA SP. Z O.O.

NGK CERAMICS MEXICO, S. DE R. L. DE C.V.

双信電機(株)

NGKエレクトロデバイス(株)

平成セラミックス株式会社は、清算手続が完了したことから、連結の範囲から除外しております。ただし、清算終了までの損益計算書は連結しております。

(2) 主要な非連結子会社名

エヌジーケイ・ライフ(株)、エヌジーケイゆうサービス(株)、

エヌジーケイ・ロジスティクス(株)

非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用非連結子会社… 1社

エヌジーケイ・ライフ(株)

(2) 持分法適用関連会社… 1社

メタウォーター(株)

(3) 主要な持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の名称等

エヌジーケイゆうサービス(株)、エヌジーケイ・ロジスティクス(株)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等の連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、一部の在外子会社については決算日が連結決算日（3月31日）と異なります。うち中国とメキシコ等にある子会社10社については3月31日の仮決算に基づく決算数値を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

b その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし未成工事支出金は個別法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15年～50年

機械装置及び運搬具 3年～12年

② 無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当連結会計年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② N A S 電池安全対策引当金

当社は、平成23年9月に当社製造N A S®電池において火災が発生したことを受け、N A S 電池事業の推進に向けた安全対策等の徹底を図るため、今後発生が見込まれる費用を見積り、計上しております。

③ 競争法関連損失引当金

当社は、競争法にかかる将来発生しうる損失金額を見積り計上しております。

④ 製品保証引当金

当社及び一部の連結子会社は、販売した製品の無償修理費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積り、計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、主として当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債(年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産)に計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。また過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

なお、米国の一部連結子会社においては、年金以外の退職後給付費用についてもその総額を見積り従業員の役員提供期間等を基礎として配分しており、退職給付と類似の会計処理方法であることから退職給付に係る負債に含めて表示しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

主として契約条件等に基づき着荷日等に収益を認識しております。ただし工事契約に関しては、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建金銭債権債務
金利通貨スワップ	外貨建借入金、借入金利息
金利スワップ	借入金利息

③ ヘッジ方針

内部規定に基づき、外貨建金銭債権債務に係る為替変動リスク、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスクについてヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

なお、一部連結子会社においては為替予約取引について為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性評価は省略しております。

(8) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却を行っております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(10) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

(表示方法の変更)

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却損益(△は益)」及び「その他の流動資産の増減額(△は増加)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとし、この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた1,977百万円は、「投資有価証券売却損益(△は益)」△662百万円、「その他の流動資産の増減額(△は増加)」△359百万円、「その他」2,999百万円として組み替えております。

前連結会計年度において区分掲記していた「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「有形固定資産の売却による収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示することとし、この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「有形固定資産の売却による収入」に表示していた166百万円は、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」として組み替えております。

前連結会計年度において「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「自己株式の取得による支出」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとし、この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた△259百万円は、「自己株式の取得による支出」△62百万円、「その他」△197百万円として組み替えております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(移転価格税制に基づく過去の更正処分に対して提起した取消訴訟及びその後続事業年度に関する更正処分について)

当社は、平成19年3月期から平成22年3月期までの事業年度におけるポーランド子会社との取引に関し、名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分を平成24年3月に受け、地方税を含めた追徴税額約62億円を納付したとともに異議申し立てを行いました。その後、名古屋国税不服審判所に対し審査請求を行い、平成28年6月24日に当該処分を一部取り消す旨の裁決書を受領いたしました。しかしながら、法人税額・地方税額等約1億円の還付に止まるもので、当社としては全額が取り消されるべきと考え、平成28年12月20日に東京地方裁判所に対し更正処分の取消訴訟を提起いたしました。

この結論を得るまでには暫く時間を要すると考えておりますが、他方では平成23年3月期から平成27年3月期までの事業年度について平成29年6月23日に更正処分の通知を受領したことから、この5年間の追徴税額85億円並びに平成28年3月期及び平成29年3月期についても、同様の課税を受けるとした場合の見積税額を加えて、平成29年3月期決算に反映しております。

当社としましては、上記海外子会社との取引は法令に従い公正かつ適正な条件で行われており、また、当社及び海外子会社はこれまで各国の税制に従い適切な納税を行ってきたと認識しております。今回の更正処分についても、前回の更正処分同様、処分の全部取り消しを求めて、法令に則り必要な措置を講じていく予定であります。

(連結貸借対照表関係)

※1. たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
製品及び商品	46,265百万円	46,762百万円
未成工事支出金	337	588
仕掛品	11,872	13,169
原材料及び貯蔵品	50,470	58,561

※2. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
	388,560百万円	397,578百万円

※3. 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
投資有価証券(株式)	17,415百万円	19,262百万円
投資その他の資産その他(出資金)	12	11

4. 保証債務等

(1) 保証債務

連結会社以外の会社の銀行借入等に対する保証債務等は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
(保証債務)		
従業員住宅ローン	25百万円	15百万円
(保証予約債務)		
大阪バイオエナジー(株)の借入金	199百万円	179百万円

(2) 偶発債務

当社グループは、競争状況に関して国際的な調査の対象となっております。平成23年に当社の米国子会社が米国司法省より文書提出命令を受領し、当社は、自動車用触媒担体に関する当該調査に対し、平成24年に独立委員会を設置するなど協力してきました。平成27年9月には、当社は米国司法省との間で自動車用触媒担体の取引の一部に関して米国反トラスト法違反などがあったとして、罰金6,530万米ドルを支払うことを主な内容とする司法取引に合意し、平成27年11月に全額を支払いました。また、関連する顧客とは損害賠償の交渉を行っており、一部では支払いを要するほか、民事訴訟(集団訴訟)も提起されております。

こうした進捗に鑑み、将来発生しうる損失について見積りを行い、当連結会計年度末における見積額を「競争法関連損失引当金」として計上しておりますが、新たな事実が判明した場合には追加の損失が発生する可能性があります。なお、調査及び交渉の内容等については、当社グループの立場が不利になる可能性があるため、開示しておりません。

(連結損益計算書関係)

※1. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損（戻入額相殺後）が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
	214百万円	1,545百万円

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
給与賃金・賞与金	18,804百万円	19,096百万円
販売運賃	7,491	6,517
研究開発費	6,429	7,341
退職給付費用	1,062	1,671

※3. 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
	16,036百万円	17,544百万円

※4. 固定資産売却益の内容

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
固定資産売却益の内容は、土地の売却益63百万円ほかであります。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
固定資産売却益の内容は、建物及び構築物の売却益152百万円ほかであります。

※5. 固定資産処分損の内容

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
固定資産処分損の内容は、機械装置の除売却損259百万円ほかであります。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）
固定資産処分損の内容は、機械装置の除売却損182万円ほかであります。

※6. 減損損失

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
当社グループは、主に以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
N A S事業用資産	機械装置等	愛知県 春日井市他	2,659
産業プロセス 事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等	愛知県 半田市他	1,115
双信電機グループ 事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等	宮崎県 宮崎市他	657

当社グループは、主に内部管理上採用している事業によりグルーピングを行っており、また遊休資産については個々の資産を資産グループとしております。

事業用資産について、市況及び事業環境の悪化等による変化等により、収益性が著しく悪化した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物426百万円、機械装置及び運搬具3,532百万円、工具、器具及び備品136百万円、建設仮勘定176百万円、ソフトウェア137百万円、その他24百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は主に正味売却価額により測定し、第三者により合理的に算定された評価額等に基づき算定しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

当社グループは、主に以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	減損損失 (百万円)
がいし事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具等	米国	1,744
NAS事業用資産	機械装置、建設仮勘定等	愛知県 春日井市他	1,162
遊休資産	機械装置、建設仮勘定等	山梨県 都留市	1,157
双信電機グループ 事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、土地等	宮崎県 宮崎市他	97

当社グループは、主に内部管理上採用している事業によりグルーピングを行っており、また遊休資産については個々の資産を資産グループとしております。

事業用資産については、事業環境の悪化を受け将来事業計画を見直した結果、当初想定していた収益性が見込まれなくなったこと、また、遊休資産については、将来の使用が見込まれなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は建物及び構築物465百万円、機械装置及び運搬具1,603百万円、工具、器具及び備品53百万円、土地187百万円、建設仮勘定1,842百万円、その他7百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は主に正味売却価額により測定し、第三者により合理的に算定された評価額等に基づき算定しております。

※7. 競争法関連損失引当金繰入額

競争法にかかる損失について、将来発生しうる見積り金額を含め計上しております。

※8. 関係会社退職給付制度終了損

米国連結子会社における退職給付制度の一部終了に伴う損失であります。

※9. 法人税、住民税及び事業税

ポーランド子会社と当社の取引に関し税務調査を受け、移転価格税制に基づく更正処分の通知を受領したため計上した当事業年度分の見積税額を含んでおります。

※10. 過年度法人税等

ポーランド子会社と当社の取引に関し税務調査を受け、移転価格税制に基づく更正処分の通知を受領したことから、更正金額及び平成28年3月期の見積税額等を「過年度法人税等」に計上いたしました。

(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△8,141	9,316
組替調整額	△750	△5,159
税効果調整前	△8,892	4,156
税効果額	3,304	△1,509
その他有価証券評価差額金	△5,587	2,646
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	—	△15
組替調整額	△10	—
税効果調整前	△10	△15
税効果額	3	△7
繰延ヘッジ損益	△7	△22
為替換算調整勘定		
当期発生額	△14,458	△9,827
組替調整額	332	—
為替換算調整勘定	△14,125	△9,827
退職給付に係る調整額		
当期発生額	△14,119	1,661
組替調整額	1,008	5,120
税効果調整前	△13,111	6,782
税効果額	4,689	△2,346
退職給付に係る調整額	△8,422	4,436
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	△389	381
その他の包括利益合計	△28,532	△2,385

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	327,560	—	—	327,560
合計	327,560	—	—	327,560
自己株式				
普通株式(注)1, 2	1,033	22	74	981
合計	1,033	22	74	981

(注) 1. 自己株式の普通株式の増加株式数22千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 自己株式の普通株式の減少株式数74千株は、ストック・オプションの行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	875
合計		—	—	—	—	—	875

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	4,897	15.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	5,877	18.00	平成27年9月30日	平成27年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	6,531	利益剰余金	20.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数（千株）	当連結会計年度 減少株式数（千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	327,560	—	—	327,560
合計	327,560	—	—	327,560
自己株式				
普通株式(注)1, 2	981	5,003	69	5,915
合計	981	5,003	69	5,915

(注) 1. 自己株式の普通株式の増加株式数5,003千株は、平成28年4月28日開催の取締役会決議に基づく取得5,000千株及び単元未満株式の買取請求による取得3千株によるものであります。

2. 自己株式の普通株式の減少株式数69千株は、ストック・オプションの行使による減少69千株、単元未満株式の買増請求による減少0千株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社	ストック・オプション としての新株予約権	—	—	—	—	—	898
合計		—	—	—	—	—	898

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	6,531	20.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年10月28日 取締役会	普通株式	6,432	20.00	平成28年9月30日	平成28年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	6,432	利益剰余金	20.00	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
現金及び預金勘定	97,481百万円	119,145百万円
拘束性預金	△2,203	—
預入期間が3か月を超える定期預金	△12,322	△9,353
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金、 マネー・マネジメント・ファンド等	53,109	34,900
現金及び現金同等物	136,065	144,692

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース取引開始日が平成20年4月1日以後の所有権移転外ファイナンス・リース取引で開示対象となるものはありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
1年内	306百万円	351百万円
1年超	988	1,014
合計	1,294	1,366

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は金融機関からの借入により調達しております。一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは実需取引に基づいて発生する債権・債務を対象としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、客先の特性に合わせ各事業ごとに与信管理を行っております。また海外で事業を行うにあたり生じる外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建の買掛金残高の範囲内にあるものを除き、一定部分は先物為替予約取引を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価額の変動リスクに晒されております。満期保有目的の債券は一定の格付以上の債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。当該リスクについて有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。また満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備資金に係る資金調達であり、償還日は最長で決算日後19年6ヶ月であります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引、外貨建の借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジ及び支払金利の軽減を目的とした金利通貨スワップ、借入金に係る支払金利の軽減を目的とした金利スワップであります。いずれの取引も、信用度の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。またデリバティブ取引の執行・管理については、約定時における決裁及び報告に関する内部規定があり、これに基づいて厳格に運営を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等について、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)2を参照ください）。

前連結会計年度（平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金及び預金	97,481	97,481	—
(2) 受取手形及び売掛金	102,575	102,569	△6
(3) 有価証券及び投資有価証券(※2)	148,700	152,926	4,225
(4) 支払手形及び買掛金	(36,052)	(36,052)	—
(5) 短期借入金	(4,549)	(4,549)	—
(6) 未払金	(13,141)	(13,141)	—
(7) 未払法人税等	(7,137)	(7,137)	—
(8) 長期借入金(※3)	(159,423)	(167,316)	△7,892
(9) デリバティブ取引(※4)	448	448	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金及び預金	119,145	119,145	—
(2) 受取手形及び売掛金	92,181	92,179	△1
(3) 有価証券及び投資有価証券(※2)	141,506	144,986	3,479
(4) 支払手形及び買掛金	(38,898)	(38,898)	—
(5) 短期借入金	(6,016)	(6,016)	—
(6) 未払金	(21,834)	(21,834)	—
(7) 未払法人税等	(21,056)	(21,056)	—
(8) 長期借入金(※3)	(168,133)	(174,001)	△5,867
(9) デリバティブ取引(※4)	80	80	—

(※1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2) 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、主に当該帳簿価額によっております。一部の売掛金の時価は、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価は、主として取引所の価格によっております。一部の有価証券の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払金、(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金（1年内返済予定含む）

長期借入金（1年内返済予定含む）の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、金融機関が算出する時価によっております。また、当社は借入金の一部について金利スワップ及び金利通貨スワップを行っておりますが、特例処理や振当処理の要件を充たすものは、ヘッジ対象となる借入金と一体として処理されるため、その時価は当該借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
非上場株式	2,478	2,679

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	97,481	—	—	—
受取手形及び売掛金	102,508	66	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1)国債・地方債等	—	—	—	—
(2)社債	7,548	12,466	—	—
(3)その他	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1)債券（社債）	—	—	—	—
(2)その他	42,900	—	—	—

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	119,145	—	—	—
受取手形及び売掛金	92,163	17	—	—
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1)国債・地方債等	—	—	—	—
(2)社債	23,559	1,194	—	—
(3)その他	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの				
(1)債券（社債）	—	—	—	—
(2)その他	44,200	—	—	—

4. 短期借入金、社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	4,549	—	—	—	—	—
長期借入金	20,242	7,048	10,970	28,877	5,497	86,786

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	6,016	—	—	—	—	—
長期借入金	6,973	10,756	29,121	7,552	16,316	97,412

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	14,377	14,576	199
	(3)その他	—	—	—
	小計	14,377	14,576	199
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	5,637	5,636	△0
	(3)その他	—	—	—
	小計	5,637	5,636	△0
合計		20,014	20,212	198

当連結会計年度 (平成29年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	9,559	9,973	414
	(3)その他	—	—	—
	小計	9,559	9,973	414
時価が連結貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	—	—	—
	(2)社債	15,194	15,192	△2
	(3)その他	—	—	—
	小計	15,194	15,192	△2
合計		24,754	25,165	411

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1)株式	41,302	11,948	29,353
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	3,915	3,370	545
	小計	45,217	15,318	29,899
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1)株式	5,399	6,467	△1,067
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	61,039	61,187	△147
	小計	66,439	67,654	△1,215
合計		111,657	82,973	28,683

当連結会計年度（平成29年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1)株式	49,040	16,628	32,412
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	3,106	2,439	666
	小計	52,147	19,068	33,079
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1)株式	936	1,123	△186
	(2)債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3)その他	44,994	45,038	△44
	小計	45,930	46,162	△231
合計		98,078	65,230	32,847

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	1,274	662	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	211	84	—
合計	1,486	747	—

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	5,927	5,248	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	537	—	1
合計	6,464	5,248	1

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度 (平成28年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以 外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	8,788	—	373	373
	ユーロ	6,068	—	83	83
	スイスフラン	26	—	0	0
	買建				
	米ドル	204	—	△9	△9
	ユーロ	12	—	0	0
	円	8	—	△0	△0
合計		15,108	—	448	448

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (平成29年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以 外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	18,273	—	71	71
	ユーロ	5,974	—	△13	△13
	買建				
	米ドル	162	—	△0	△0
	ユーロ	20	—	△1	△1
	円	25	—	△0	△0
合計		24,456	—	56	56

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成28年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引 (支払円・受取米ドル)	借入金	6,500	6,500	(注) —
合計			6,500	6,500	—

(注) 時価の算定方法

通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成28年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 (支払固定・受取変動)	借入金	35,231	15,000	(注) —
合計			35,231	15,000	—

(注) 時価の算定方法

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成29年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 (支払固定・受取変動)	借入金	8,651	8,651	(注1) △15
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 (支払固定・受取変動)	借入金	25,000	25,000	(注2) —
合計			33,651	33,651	△15

(注) 時価の算定方法

1. 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。
2. 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

(3) 金利通貨関連

前連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利通貨スワップの 一体処理（特例 処理・振当処理）	金利通貨スワップ取引 (支払円・受取米ドル) (支払固定・受取変動)	借入金	10,000	10,000	(注) ー
合計			10,000	10,000	ー

(注) 時価の算定方法

金利通貨スワップの一体処理（特例処理・振当処理）によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成29年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は積立型、非積立型の確定給付制度として、退職一時金制度、確定給付企業年金制度、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

また、一部の国内連結子会社においては複数事業主制度による企業年金（東京都電機厚生年金基金）に加盟しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。なお、東京都電機厚生年金基金の代行部分について、平成26年10月1日に厚生労働省から将来分支払義務免除の認可を受けております。また、一部の米国連結子会社においては確定給付型の退職給付制度の他、確定拠出型制度を採用しております。

一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付債務の期首残高	86,544 百万円	97,514 百万円
勤務費用	2,787	3,292
利息費用	1,514	920
数理計算上の差異の発生額	12,368	△342
退職給付の支払額	△4,910	△4,774
過去勤務費用の発生額	△5	△1,778
退職給付制度終了に伴う減少（注）	—	△2,630
その他	△785	△147
退職給付債務の期末残高	97,514 百万円	92,051 百万円

(注) 米国連結子会社における退職給付制度の一部終了によるものであります。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
年金資産の期首残高	82,811 百万円	83,232 百万円
期待運用収益	1,680	1,631
数理計算上の差異の発生額	△2,031	△541
事業主からの拠出額	5,131	2,000
退職給付の支払額	△3,967	△3,522
退職給付制度終了に伴う減少（注）	—	△2,672
その他	△390	△105
年金資産の期末残高	83,232 百万円	80,022 百万円

(注) 米国連結子会社における退職給付制度の一部終了によるものであります。

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	2,012 百万円	1,885 百万円
退職給付費用	240	261
退職給付の支払額	△286	△93
制度への拠出額	△79	△80
退職給付に係る負債の期末残高	1,885 百万円	1,973 百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	89,467 百万円	83,777 百万円
年金資産	△84,107	△80,932
	5,360 百万円	2,844 百万円
非積立型制度の退職給付債務	10,806	11,157
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	16,167 百万円	14,001 百万円
退職給付に係る負債	21,418 百万円	20,926 百万円
退職給付に係る資産	△5,251	△6,924
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	16,167 百万円	14,001 百万円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
勤務費用	2,787 百万円	3,292 百万円
利息費用	1,514	920
期待運用収益	△1,680	△1,631
数理計算上の差異の費用処理額	1,358	3,519
過去勤務費用の費用処理額	△350	△172
簡便法で計算した退職給付費用	240	261
確定給付制度に係る退職給付費用	3,869 百万円	6,189 百万円

(注) 当連結会計年度において、上記以外に関係会社退職給付制度終了損1,773百万円を特別損失に計上しております。

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
数理計算上の差異	△12,770 百万円	5,175 百万円
過去勤務費用	△340	1,606
合計	△13,111 百万円	6,782 百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
未認識数理計算上の差異	△21,630 百万円	△16,454 百万円
未認識過去勤務費用	427	2,034
合計	△21,202 百万円	△14,419 百万円

(8) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
一般勘定	39 %	40 %
株式	22	16
債券	30	32
現金及び預金	1	1
その他	8	11
合計	100 %	100 %

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
割引率	主として0.6%	主として0.6%
長期期待運用収益率	主として1.5%	主として1.5%
予想昇給率	主として 2.0%~6.3%	主として 3.4%~4.7%

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度への要拠出額は、前連結会計年度107百万円、当連結会計年度104百万円であります。なお、以下については連結財務諸表作成日現在において入手可能な直近時点（前連結会計年度においては平成27年3月31日現在、当連結会計年度においては平成28年3月31日現在）の情報に基づき作成しております。

(1) 複数事業主制度の直近の状況

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
年金資産の額	317,423 百万円	122,897 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	302,957	152,503
差引額	14,465 百万円	△29,605 百万円

(2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
当社グループの割合	1.9%	2.0%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の要因は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
未償却過去勤務債務残高	18,843 百万円	21,959 百万円
剰余金	8,978	△112,802
別途積立金	24,330	105,156

(注) 本制度における過去勤務債務の償却方法は期間20年の元利均等償却であります。

4. 確定拠出制度

一部の米国連結子会社の確定拠出制度の要拠出額は、前連結会計年度218百万円、当連結会計年度217百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
販売費及び一般管理費の報酬費用	146	129

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

	平成17年(第1回) ストック・オプション	平成18年(第2-1回) ストック・オプション	平成18年(第2-2回) ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 12名 監査役 2名 (社外監査役を除く) 当社執行役員 10名 (取締役兼務執行役員を除く)	当社取締役 12名 監査役 2名 (社外監査役を除く)	当社執行役員 10名 (取締役兼務執行役員を除く)
ストック・オプション数 (注)	普通株式 180,000株	普通株式 113,000株	普通株式 41,000株
付与日	平成17年8月5日	平成18年8月11日	平成18年8月11日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役(取締役兼務執行役員を除く)、監査役(社外監査役を除く)又は執行役員の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役又は監査役(社外監査役を除く)の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自 平成17年8月5日 至 平成18年6月30日	自 平成18年8月11日 至 平成19年6月30日	自 平成18年8月11日 至 平成19年6月30日
権利行使期間	自 平成17年8月5日 至 平成47年6月30日	自 平成18年8月12日 至 平成48年6月30日	自 平成18年8月12日 至 平成48年6月30日

	平成19年(第3回) ストック・オプション	平成20年(第4回) ストック・オプション	平成21年(第5回) ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 12名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 10名 (取締役兼務執行役員を除く)	当社取締役 11名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 9名 (取締役兼務執行役員を除く)	当社取締役 12名 (社外取締役を除く) 当社執行役員 10名 (取締役兼務執行役員を除く)
ストック・オプション数 (注)	普通株式 62,000株	普通株式 57,000株	普通株式 62,000株
付与日	平成19年8月30日	平成20年8月13日	平成21年8月17日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役(社外取締役を除く)又は執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役(社外取締役を除く)又は執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役(社外取締役を除く)又は執行役員(取締役兼務執行役員を除く)の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自 平成19年8月30日 至 平成20年6月30日	自 平成20年8月13日 至 平成21年6月30日	自 平成21年8月17日 至 平成22年6月30日
権利行使期間	自 平成19年8月31日 至 平成49年6月30日	自 平成20年8月14日 至 平成50年6月30日	自 平成21年8月18日 至 平成51年6月30日

	平成22年（第6回） ストック・オプション	平成23年（第7回） ストック・オプション	平成24年（第8回） ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 12名 （社外取締役を除く） 当社執行役員 11名 （取締役兼務執行役員を除く）	当社取締役 11名 （社外取締役を除く） 当社執行役員 11名 （取締役兼務執行役員を除く）	当社取締役 10名 （社外取締役を除く） 当社執行役員 14名 （取締役兼務執行役員を除く）
ストック・オプション数 （注）	普通株式 64,000株	普通株式 62,000株	普通株式 66,000株
付与日	平成22年8月16日	平成23年8月15日	平成24年8月15日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自 平成22年8月16日 至 平成23年6月30日	自 平成23年8月15日 至 平成24年6月30日	自 平成24年8月15日 至 平成25年6月30日
権利行使期間	自 平成22年8月17日 至 平成52年6月30日	自 平成23年8月16日 至 平成53年6月30日	自 平成24年8月16日 至 平成54年6月30日

	平成25年（第9回） ストック・オプション	平成26年（第10回） ストック・オプション	平成27年（第11回） ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名 （社外取締役を除く） 当社執行役員 16名 （取締役兼務執行役員を除く）	当社取締役 10名 （社外取締役を除く） 当社執行役員 13名 （取締役兼務執行役員を除く）	当社取締役 10名 （社外取締役を除く） 当社執行役員 10名 （取締役兼務執行役員を除く）
ストック・オプション数 （注）	普通株式 61,000株	普通株式 57,000株	普通株式 52,000株
付与日	平成25年8月16日	平成26年8月19日	平成27年8月18日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自 平成25年8月16日 至 平成26年6月30日	自 平成26年8月19日 至 平成27年6月30日	自 平成27年8月18日 至 平成28年6月30日
権利行使期間	自 平成25年8月17日 至 平成55年6月30日	自 平成26年8月20日 至 平成56年6月30日	自 平成27年8月19日 至 平成57年6月30日

	平成28年（第12回） ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 （社外取締役を除く） 当社執行役員 13名 （取締役兼務執行役員を除く）
ストック・オプション数 （注）	普通株式 60,000株
付与日	平成28年8月16日
権利確定条件	新株予約権の付与日において、当社の取締役（社外取締役を除く）又は執行役員（取締役兼務執行役員を除く）の地位にあることを要する。
対象勤務期間	自 平成28年8月16日 至 平成29年6月30日
権利行使期間	自 平成28年8月17日 至 平成58年6月30日

（注） 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成17年(第1回) ストック・オプション	平成18年(第2-1回) ストック・オプション	平成18年(第2-2回) ストック・オプション	平成19年(第3回) ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	70,000	54,000	17,000	30,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	4,000	—	9,000	6,000
失効	—	—	—	—
未行使残	66,000	54,000	8,000	24,000

	平成20年(第4回) ストック・オプション	平成21年(第5回) ストック・オプション	平成22年(第6回) ストック・オプション	平成23年(第7回) ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	34,000	38,000	47,000	50,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	3,000	4,000	8,000	7,000
失効	—	—	—	—
未行使残	31,000	34,000	39,000	43,000

	平成24年(第8回) ストック・オプション	平成25年(第9回) ストック・オプション	平成26年(第10回) ストック・オプション	平成27年(第11回) ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	62,000	57,000	55,000	52,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	14,000	11,000	3,000	—
失効	—	—	—	—
未行使残	48,000	46,000	52,000	52,000

	平成28年(第12回) ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	60,000
失効	—
権利確定	60,000
未確定残	—
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	60,000
権利行使	—
失効	—
未行使残	60,000

②単価情報

	平成17年(第1回) ストック・オプション	平成18年(第2-1回) ストック・オプション	平成18年(第2-2回) ストック・オプション	平成19年(第3回) ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,403	—	2,214	2,183
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	1,506	1,506	3,658

	平成20年(第4回) ストック・オプション	平成21年(第5回) ストック・オプション	平成22年(第6回) ストック・オプション	平成23年(第7回) ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,067	2,167	2,376	2,268
公正な評価単価 (付与日) (円)	1,434	2,072	1,289	1,100

	平成24年(第8回) ストック・オプション	平成25年(第9回) ストック・オプション	平成26年(第10回) ストック・オプション	平成27年(第11回) ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	2,384	2,358	2,055	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	923	1,276	2,510	2,850

	平成28年(第12回) ストック・オプション
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	2,060

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成28年(第12回)ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

①使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

②主な基礎数値及び見積方法

	平成28年(第12回) ストック・オプション
株価変動性 (注) 1	37.60%
予想残存期間 (注) 2	4年6ヶ月
予想配当 (注) 3	38円/株
無リスク利率 (注) 4	△0.169%

(注) 1. 4年6ヶ月(平成24年2月から平成28年8月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成28年3月期の配当実績によっております。

4. 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率であります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
たな卸資産	9,238百万円	9,713百万円
未払金、未払費用	3,124	3,121
未払事業税	682	465
有形固定資産	7,529	8,417
退職給付に係る負債	6,505	6,344
繰越欠損金	3,089	3,076
投資有価証券	1,969	1,668
海外子会社等の税額控除	2,448	3,808
N A S電池安全対策引当金	1,656	1,114
競争法関連損失引当金	1,313	2,795
製品保証引当金	686	519
その他	3,631	3,520
繰延税金資産小計	41,876	44,566
評価性引当額	△12,478	△9,678
繰延税金資産合計	29,398	34,888
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	7,667	9,115
固定資産圧縮積立金	1,029	988
海外子会社の未分配利益	6,403	6,412
固定資産	4,084	3,391
退職給付に係る資産	1,176	1,777
退職給付信託解約に伴う 受入有価証券	1,414	1,414
その他	822	752
繰延税金負債合計	22,597	23,852
繰延税金資産の純額	6,800	11,035

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれています。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	16,305百万円	19,691百万円
固定資産－繰延税金資産	4,353	6,545
流動負債－繰延税金負債	91	—
固定負債－繰延税金負債	13,766	15,200

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当連結会計年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率 (調整)	32.9%	30.7%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.4	1.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.5	△0.3
評価性引当額の増減額	△2.3	△7.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.8	—
海外子会社等の税率差異	△2.5	△1.3
海外子会社等の税額控除	△4.3	△4.4
試験研究費等の税額控除	△2.3	△2.4
所得拡大促進税制による税額控除	△0.6	△1.1
持分法による投資損益	△0.5	△1.0
移転価格税制関連	—	22.3
その他	0.2	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.3	36.8

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

資産除去債務の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

資産除去債務の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

賃貸等不動産の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

賃貸等不動産の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業展開は、「電力事業本部」、「セラミックス事業本部」、「エレクトロニクス事業本部」の3つの事業本部制の下で、国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を行っていることから、「電力関連事業」、「セラミックス事業」及び「エレクトロニクス事業」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントを構成する主要製品は以下のとおりです。

報告セグメント	主要製品
電力関連事業	がいし・架線金具、送電・変電・配電用機器、がいし洗浄装置・防災装置、電力貯蔵用NAS®電池（ナトリウム/硫黄電池）
セラミックス事業	自動車用セラミックス製品、化学工業用耐食機器、液・ガス用膜分離装置、燃焼装置・耐火物、放射性廃棄物処理装置
エレクトロニクス事業	半導体製造装置用セラミックス製品、電子工業用製品、ベリリウム銅製品、金型製品

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	電力関連事業	セラミックス 事業	エレクトロニ クス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	83,505	250,861	101,431	435,797	—	435,797
セグメント間の内部売上高 又は振替高	41	262	—	304	△304	—
計	83,547	251,123	101,431	436,102	△304	435,797
セグメント利益	2,577	70,650	7,670	80,898	—	80,898
セグメント資産	96,877	324,123	104,203	525,204	186,693	711,897
その他の項目						
減価償却費	3,340	18,609	5,415	27,365	—	27,365
減損損失	2,659	1,115	657	4,432	19	4,451
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	3,349	26,525	12,793	42,668	2,769	45,437

- (注) 1. セグメント資産のうち調整額に含めた全社資産の金額は228,414百万円であり、その主なものは、当社での余
資運用資金（現金及び有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。
2. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社部門における増加額です。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	電力関連事業	セラミックス 事業	エレクトロニ クス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	52,799	244,959	103,507	401,266	—	401,266
セグメント間の内部売上高 又は振替高	25	262	—	288	△288	—
計	52,825	245,221	103,507	401,554	△288	401,266
セグメント利益又は損失（△）	△6,622	64,635	5,250	63,263	△50	63,212
セグメント資産	86,144	362,734	105,414	554,293	205,140	759,434
その他の項目						
減価償却費	2,554	18,003	6,057	26,615	—	26,615
減損損失	2,906	—	1,254	4,161	—	4,161
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	4,293	44,741	9,389	58,424	1,676	60,101

- (注) 1. セグメント利益又は損失（△）の調整額△50百万円は、セグメント間取引の調整であります。
2. セグメント資産のうち調整額に含めた全社資産の金額は241,063百万円であり、その主なものは、当社での余
資運用資金（現金及び有価証券）、長期投資資金（投資有価証券）及び管理部門に係る資産等であります。
3. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、本社部門における増加額です。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米			欧州			アジア			その他	合計
	計	米国	その他	計	ドイツ	その他	計	中国	その他		
126,711	94,400	87,959	6,440	98,954	46,569	52,384	92,194	34,090	58,103	23,537	435,797

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米				欧州			アジア	その他	合計
	計	米国	メキシコ	その他	計	ポーランド	その他			
91,396	44,877	20,742	24,125	10	41,657	38,215	3,441	26,610	452	204,993

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	北米			欧州			アジア			その他	合計
	計	米国	その他	計	ドイツ	その他	計	中国	その他		
113,130	93,027	86,418	6,609	87,270	41,148	46,121	96,318	44,900	51,417	11,519	401,266

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において「アジア」に含めて表示しておりました「中国」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記することとし、この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の「2. 地域ごとの情報 (1) 売上高」の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度において、「アジア」に表示しておりました92,194百万円は、「中国」34,090百万円及び「その他」58,103百万円として組み替えております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	北米				欧州			アジア	その他	合計
	計	米国	メキシコ	その他	計	ポーランド	その他			
104,711	38,636	17,021	21,613	1	53,348	50,378	2,969	31,776	634	229,107

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

のれんの償却額及び未償却残高の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

のれんの償却額及び未償却残高の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	蒲野宏之	-	-	当社社外 取締役	なし	-	独立委員会 の委員長職 の委託に係 る対価及び 費用の支払 い (注) 2	21	未払金	0
役員	田中節夫	-	-	当社社外 監査役	なし	-	独立委員会 の委員職の 委託に係る 対価及び費 用の支払い (注) 2	8	未払金	0

(注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 経歴、専門性等に基づき、社会的に相応な対価を勘案して決定したタイムチャージにより支払いを行っております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり純資産額	1,245.47円	1,295.66円
1株当たり当期純利益金額	163.28円	112.71円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	162.97円	112.51円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	53,316	36,379
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	53,316	36,379
普通株式の期中平均株式数 (千株)	326,540	322,760
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	608	572
(うち新株予約権方式によるストック・オプション)	(608)	(572)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,549	6,016	2.5	—
1年以内に返済予定の長期借入金	20,242	6,973	1.3	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	139,180	161,160	1.1	平成30年～平成48年
合計	163,973	174,150	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	10,756	29,121	7,552	16,316

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高	(百万円)	98,975	194,254	293,345	401,266
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額	(百万円)	16,233	28,224	47,041	57,521
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額	(百万円)	12,646	21,717	34,754	36,379
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	38.87	67.08	107.56	112.71

(会計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額	(円)	38.87	28.20	40.53	5.05

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	30,909	43,172
受取手形	1,067	406
売掛金	※1 68,101	※1 53,984
有価証券	72,503	71,659
商品及び製品	20,250	20,901
仕掛品	1,113	1,109
未成工事支出金	175	293
原材料及び貯蔵品	21,399	28,461
繰延税金資産	9,506	11,697
短期貸付金	※1 2,941	※1 2,774
未収入金	※1 9,134	※1 18,799
未収消費税等	2,398	4,423
その他	1,191	828
貸倒引当金	△81	△72
流動資産合計	240,613	258,440
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	24,978	25,283
機械及び装置	21,660	27,272
車両運搬具	114	128
工具、器具及び備品	3,214	3,442
土地	15,670	16,219
建設仮勘定	5,723	4,363
有形固定資産合計	71,361	76,710
無形固定資産		
ソフトウェア	1,105	1,362
その他	71	64
無形固定資産合計	1,176	1,427
投資その他の資産		
投資有価証券	60,105	51,998
関係会社株式	75,699	75,447
関係会社出資金	20,827	24,074
長期貸付金	※1 9,626	※1 14,629
前払年金費用	17,297	14,941
その他	1,511	1,400
貸倒引当金	△101	△87
投資その他の資産合計	184,967	182,405
固定資産合計	257,505	260,542
資産合計	498,118	518,983

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※1 30,649	※1 31,630
短期借入金	※1 31,343	※1 26,077
1年内返済予定の長期借入金	19,594	—
未払金	※1 9,366	※1 17,520
未払費用	8,199	7,965
未払法人税等	5,570	18,094
前受金	2,736	2,294
N A S 電池安全対策引当金	5,405	3,650
競争法関連損失引当金	4,307	9,167
関係会社事業損失引当金	2,750	1,935
その他	1,339	463
流動負債合計	121,264	118,799
固定負債		
長期借入金	100,000	118,000
繰延税金負債	9,932	9,976
退職給付引当金	8,385	8,935
製品保証引当金	1,474	1,329
その他	1,068	1,068
固定負債合計	120,860	139,309
負債合計	242,125	258,109
純資産の部		
株主資本		
資本金	69,849	69,849
資本剰余金		
資本準備金	70,135	70,135
その他資本剰余金	1,928	1,891
資本剰余金合計	72,064	72,027
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	2,139	1,976
繰越利益剰余金	91,845	105,374
利益剰余金合計	93,984	107,350
自己株式	△1,363	△12,407
株主資本合計	234,535	236,819
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	20,582	23,139
繰延ヘッジ損益	—	16
評価・換算差額等合計	20,582	23,155
新株予約権	875	898
純資産合計	255,993	260,873
負債純資産合計	498,118	518,983

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成27年 4月 1日 至 平成28年 3月 31日)	当事業年度 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月 31日)
売上高	※2 242,030	※2 214,319
売上原価	※2 168,167	※2 154,139
売上総利益	73,863	60,180
販売費及び一般管理費	※1 35,058	※1 35,246
営業利益	38,805	24,934
営業外収益		
受取利息	※2 417	※2 298
受取配当金	※2 13,629	※2 17,761
為替差益	—	584
受取手数料	※2 3,500	※2 4,484
その他	※2 2,358	※2 995
営業外収益合計	19,905	24,125
営業外費用		
支払利息	※2 1,719	※2 1,576
為替差損	603	—
その他	※2 140	※2 197
営業外費用合計	2,463	1,774
経常利益	56,247	47,285
特別利益		
固定資産売却益	※3 65	※3 6
投資有価証券売却益	658	5,247
補助金収入	127	166
特別利益合計	850	5,420
特別損失		
固定資産処分損	※4 293	※4 274
減損損失	3,675	2,319
関係会社株式評価損	493	81
関係会社出資金評価損	792	211
競争法関連損失引当金繰入額	※5 7,113	※5 6,313
関係会社事業損失引当金繰入額	2,750	—
特別損失合計	15,118	9,200
税引前当期純利益	41,980	43,505
法人税、住民税及び事業税	6,793	※6 9,621
過年度法人税等	—	※7 11,213
法人税等調整額	△576	△3,658
法人税等合計	6,216	17,176
当期純利益	35,763	26,329

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成27年4月1日至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				固定資産 圧縮積立金	繰越 利益剰余金		
当期首残高	69,849	70,135	1,945	72,080	2,289	66,707	68,997
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の 積立					5	△5	—
固定資産圧縮積立金の 取崩					△155	155	—
剰余金の配当						△10,775	△10,775
当期純利益						35,763	35,763
自己株式の取得							
自己株式の処分			△16	△16			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	△16	△16	△150	25,137	24,987
当期末残高	69,849	70,135	1,928	72,064	2,139	91,845	93,984

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,403	209,523	26,064	7	26,071	886	236,482
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の 積立		—					—
固定資産圧縮積立金の 取崩		—					—
剰余金の配当		△10,775					△10,775
当期純利益		35,763					35,763
自己株式の取得	△62	△62					△62
自己株式の処分	102	86					86
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△5,482	△7	△5,489	△10	△5,499
当期変動額合計	39	25,011	△5,482	△7	△5,489	△10	19,511
当期末残高	△1,363	234,535	20,582	—	20,582	875	255,993

当事業年度(自 平成28年4月1日至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		
					固定資産 圧縮積立金	繰越 利益剰余金	
当期首残高	69,849	70,135	1,928	72,064	2,139	91,845	93,984
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の 積立					144	△144	—
固定資産圧縮積立金の 取崩					△308	308	—
剰余金の配当						△12,963	△12,963
当期純利益						26,329	26,329
自己株式の取得							
自己株式の処分			△36	△36			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	△36	△36	△163	13,528	13,365
当期末残高	69,849	70,135	1,891	72,027	1,976	105,374	107,350

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△1,363	234,535	20,582	—	20,582	875	255,993
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の 積立		—					—
固定資産圧縮積立金の 取崩		—					—
剰余金の配当		△12,963					△12,963
当期純利益		26,329					26,329
自己株式の取得	△11,182	△11,182					△11,182
自己株式の処分	137	100					100
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			2,556	16	2,573	23	2,596
当期変動額合計	△11,044	2,284	2,556	16	2,573	23	4,880
当期末残高	△12,407	236,819	23,139	16	23,155	898	260,873

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

子会社株式・出資金及び関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券：

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

ただし、未成工事支出金は個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産：定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 31年～50年

機械及び装置 6年～9年

(2) 無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当事業年度末に有する売掛金、貸付金、その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) N A S 電池安全対策引当金

平成23年9月に当社製造N A S®電池において火災が発生したことを受け、N A S 電池事業の推進に向けた安全対策等の徹底を図るため、今後発生が見込まれる費用を見積り計上しております。

(3) 競争法関連損失引当金

競争法にかかる将来発生しうる損失金額を見積り計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態及び経営成績等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

(6) 製品保証引当金

販売した製品の無償修理費用等の支出に備えるため、当該費用の発生額を見積り、計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

主として契約条件等に基づき着荷日等に収益を認識しております。ただし工事契約に関しては、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を充たしている場合には一体処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
金利通貨スワップ	外貨建借入金、借入金利息
金利スワップ	借入金利息

③ ヘッジ方針

内部規定に基づき、外貨建借入金に係る為替変動リスク及び金利変動リスク、借入金に係る金利変動リスクについてヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

有効性評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(3) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(表示方法の変更)

前事業年度において区分掲記しておりました「流動負債」の「預り金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「預り金」654百万円、「その他」685百万円は、「流動負債」の「その他」1,339百万円として組み替えております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(移転価格税制に基づく過去の更正処分に対して提起した取消訴訟及びその後続事業年度に関する更正処分について)

当社は、平成19年3月期から平成22年3月期までの事業年度におけるポーランド子会社との取引に関し、名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分を平成24年3月に受け、地方税を含めた追徴税額約62億円を納付したとともに異議申し立てを行いました。その後、名古屋国税不服審判所に対し審査請求を行い、平成28年6月24日に当該処分を一部取り消す旨の裁決書を受領いたしました。しかしながら、法人税額・地方税額等約1億円の還付に止まるもので、当社としては全額が取り消されるべきと考え、平成28年12月20日に東京地方裁判所に対し更正処分の取消訴訟を提起いたしました。

この結論を得るまでには暫く時間を要すると考えておりますが、他方では平成23年3月期から平成27年3月期までの事業年度について平成29年6月23日に更正処分の通知を受領したことから、この5年間の追徴税額85億円並びに平成28年3月期及び平成29年3月期についても、同様の課税を受けるとした場合の見積税額を加えて、平成29年3月期決算に反映しております。

当社としましては、上記海外子会社との取引は法令に従い公正かつ適正な条件で行われており、また、当社及び海外子会社はこれまで各国の税制に従い適切な納税を行ってきたと認識しております。今回の更正処分についても、前回の更正処分同様、処分の全部取り消しを求めて、法令に則り必要な措置を講じていく予定であります。

(貸借対照表関係)

※ 1. 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外の金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
短期金銭債権	36,414百万円	45,464百万円
長期金銭債権	9,507	14,531
短期金銭債務	47,516	42,346

2. 保証債務等

(1) 保証債務

他社の銀行借入等に対する保証債務等は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
(保証債務)		
関係会社の借入金	21,956百万円	23,843百万円
従業員住宅ローン等	25	15
合計	21,981	23,858
(保証予約債務)		
大阪バイオエナジー㈱の借入金	199百万円	179百万円

(2) 偶発債務

当社は、競争状況に関して国際的な調査の対象となっております。平成23年に当社の米国子会社が米国司法省より文書提出命令を受領し、当社は、自動車用触媒担体に関する当該調査に対し、平成24年に独立委員会を設置するなど協力してきました。平成27年9月には、当社は米国司法省との間で自動車用触媒担体の取引の一部に関して米国反トラスト法違反などがあったとして、罰金6,530万米ドルを支払うことを主な内容とする司法取引に合意し、平成27年11月に全額を支払いました。また、関連する顧客とは損害賠償の交渉を行っており、一部では支払を要するほか、民事訴訟（集団訴訟）も提起されております。

こうした進捗に鑑み、将来発生しうる損失について見積りを行い、当事業年度末における見積額を「競争法関連損失引当金」として計上しておりますが、新たな事実が判明した場合には追加の損失が発生する可能性があります。なお、調査及び交渉の内容等については、当社の立場が不利になる可能性があるため、開示しておりません。

(損益計算書関係)

※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
販売運賃	3,180百万円	2,666百万円
給与貸金・賞与金	9,015	9,157
減価償却費	1,185	1,052
研究開発費	5,839	6,725
おおよその割合		
販売費	26%	24%
一般管理費	74	76

※2. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	94,554百万円	91,168百万円
仕入高等	85,577	81,098
営業取引以外の取引高	25,471	25,186

※3. 固定資産売却益の内容

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

固定資産売却益の内容は、土地の売却益63百万円ほかであります。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

固定資産売却益の内容は、機械及び装置の売却益4百万円ほかであります。

※4. 固定資産処分損の内容

前事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

固定資産処分損の内容は、機械及び装置の除売却損188百万円ほかであります。

当事業年度(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

固定資産処分損の内容は、建物及び構築物の除売却損133百万円ほかであります。

※5. 競争法関連損失引当金繰入額

競争法にかかる損失について、将来発生しうる見積り金額を含め計上しております。

※6. 法人税、住民税及び事業税

ポーランド子会社と当社の取引に関し税務調査を受け、移転価格税制に基づく更正処分の通知を受領したため計上した当事業年度分の見積税額を含んでおります。

※7. 過年度法人税等

ポーランド子会社と当社の取引に関し税務調査を受け、移転価格税制に基づく更正処分の通知を受領したことから、更正金額及び平成28年3月期の見積税額等を「過年度法人税等」に計上いたしました。

(有価証券関係)

前事業年度 (平成28年 3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	3,058	1,688	△1,370
関連会社株式	7,922	21,060	13,137

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	64,706
関連会社株式	12

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

当事業年度 (平成29年 3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	3,058	1,897	△1,161
関連会社株式	7,922	21,742	13,820

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	64,454
関連会社株式	12

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
繰延税金資産		
たな卸資産	5,087百万円	5,041百万円
有形固定資産	3,146	3,287
投資有価証券	1,118	818
関係会社株式	2,605	2,851
関係会社出資金	5,040	5,104
未払金、未払費用	2,527	2,583
退職給付引当金	2,560	2,724
N A S 電池安全対策引当金	1,656	1,114
競争法関連損失引当金	1,313	2,795
関係会社事業損失引当金	838	590
その他	2,153	1,715
繰延税金資産小計	28,048	28,627
評価性引当金	△13,180	△10,896
繰延税金資産合計	14,867	17,731
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	7,664	9,167
前払年金費用	5,282	4,559
固定資産圧縮積立金	932	860
退職給付信託解約に伴う 受入有価証券	1,414	1,414
その他	—	7
繰延税金負債合計	15,293	16,009
繰延税金資産の純額	△426	1,721

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれています。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	9,506百万円	11,697百万円
固定負債－繰延税金負債	9,932	9,976

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
法定実効税率	32.9%	30.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	0.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.2	△11.4
評価性引当額の増減額	△4.1	△5.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.9	0.1
試験研究費等の税額控除	△5.1	△4.7
住民税均等割	0.1	0.1
移転価格税制関連	—	29.5
その他	△0.1	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.8	39.5

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定 資産	建物及び構築物	77,961	2,323	※2 960 (22)	1,835	79,324	54,041
	機械及び装置	127,285	11,237	※2 4,498 (478)	5,042	※1 134,024	106,752
	車両運搬具	949	56	※2 20 (0)	41	985	856
	工具、器具及び備品	16,058	1,204	※2 802 (22)	904	16,460	13,017
	土地	15,670	616	67	—	16,219	—
	建設仮勘定	5,723	14,070	15,430 ※2(1,788)	—	4,363	—
	計	243,648	29,509	21,780 ※2(2,311)	7,823	251,378	174,668
無形固定 資産	ソフトウェア	13,525	832	※2 277 (7)	477	14,080	12,717
	その他	308	—	—	6	308	244
	計	13,834	832	277 ※2(7)	484	14,389	12,962

※1 機械及び装置には、取得価額から租税特別措置法の規定に基づく圧縮記帳額2百万円が控除されております。

※2 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

※3 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

(注1) 機械及び装置の当期増加額の主なものは次のとおりであります。

S i C - D P F 最新鋭設備投資 (小牧工場)	2,911 百万円
N O x センサ第9次増産設備投資 (瑞穂工場)	1,143 百万円
H P C 第3次サブセクター増産投資 (小牧工場)	532 百万円

(注2) 機械及び装置の当期減少額の主なものは次のとおりであります。

がいし生産設備除却 (知多工場)	244 百万円
展伸材生産設備除却 (知多工場)	163 百万円
ウエハー開発用設備除却	160 百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	182	87	110	159
N A S 電池安全対策引当金	5,405	—	1,755	3,650
競争法関連損失引当金	4,307	6,313	1,453	9,167
関係会社事業損失引当金	2,750	—	814	1,935
製品保証引当金	1,474	493	638	1,329

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	以下の算式により1単元あたりの金額を算定し、これを買取りまたは買増しをした単元未満株式数で按分した金額とする。 100万円以下の金額につき1.150% 100万円を超え500万円以下の金額につき0.900% 500万円を超え1,000万円以下の金額につき0.700% 1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき0.575% (円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。) ただし、1単元あたりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び名古屋市において発行する中日新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 http://www.ngk.co.jp/IR/kessan
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- ①会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ②会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - ③株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - ④株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利
2. 平成28年4月28日開催の取締役会決議により、平成28年7月1日付けで1単元の株式数は1,000株から100株となっております。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第150期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月29日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
平成28年6月29日関東財務局長に提出
- (3) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書
平成28年7月1日関東財務局長に提出
- (4) 自己株券買付状況報告書
報告期間（自 平成28年6月1日 至 平成28年6月30日）平成28年7月6日関東財務局長に提出
- (5) 四半期報告書及び確認書
（第151期第1四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年8月5日関東財務局長に提出
- (6) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類
平成28年9月9日関東財務局長に提出
- (7) 四半期報告書及び確認書
（第151期第2四半期）（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）平成28年11月7日関東財務局長に提出
- (8) 四半期報告書及び確認書
（第151期第3四半期）（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）平成29年2月3日関東財務局長に提出
- (9) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書
平成29年4月28日関東財務局長に提出
- (10) 臨時報告書
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規定に基づく臨時報告書
平成29年4月28日関東財務局長に提出
- (11) 訂正発行登録書（普通社債）
平成29年5月1日関東財務局長に提出
- (12) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書
平成29年5月12日関東財務局長に提出
（第151期第2四半期）（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。
- (13) 訂正発行登録書（普通社債）
平成29年5月12日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年6月29日

日本碍子株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松	井	夏	樹	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	崎	裕	司	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増	見	彰	則	印
--------------------	-------	---	---	---	---	---

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本碍子株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本碍子株式会社及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日本碍子株式会社の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日本碍子株式会社が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報の（移転価格税制に基づく過去の更正処分に対して提起した取消訴訟及びその後続事業年度に関する更正処分について）に記載されているとおり、会社は、ポーランド子会社との取引に関し、過去に名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分を受けているが、会社としては全額が取り消されるべきと考え、更正処分の取消訴訟を提起している。他方で平成23年3月期から平成27年3月期までの事業年度について同様の更正処分の通知を受領したことから、さらに、平成28年3月期及び平成29年3月期についても同様の課税を受けるとした場合の見積税額を加えて、計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成29年6月29日

日本碍子株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 井 夏 樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 崎 裕 司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 増 見 彰 則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本碍子株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第151期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本碍子株式会社の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

追加情報の（移転価格税制に基づく過去の更正処分に対して提起した取消訴訟及びその後続事業年度に関する更正処分について）に記載されているとおり、会社は、ポーランド子会社との取引に関し、過去に名古屋国税局より移転価格税制に基づく更正処分を受けているが、会社としては全額が取り消されるべきと考え、更正処分の取消訴訟を提起している。他方で平成23年3月期から平成27年3月期までの事業年度について同様の更正処分の通知を受領したことから、さらに、平成28年3月期及び平成29年3月期についても同様の課税を受けるとした場合の見積税額を加えて、計上している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。